

第二十八回国会
衆議院

文教委員會議錄 第八号

昭和三十三年三月七日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事伊東 岩男君 理事高村 坂彦君

理事坂田 道太君 理事河野 正君

理事佐藤次郎君

簡牛 丸夫君

杉浦 武雄君

渡海元三郎君

野依 秀一君

山口 好一君

高津 正道君

平田 ヒデ君

出席國務大臣

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部政務次官 白井 莊一君

文部事務官(大臣官房總務參事官) 齋藤 正君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤警三郎君

文部事務官(大學學術局長) 緒方 信一君

文部事務官(社會教育局長) 福田 繁君

委員外の出席者

専門員 石井 昶君

三月七日

委員田中久雄君、川崎秀三君、小川半次君及び小牧次生君辭任につき、その補充として北村徳太郎君、清瀬一郎君、千葉三郎君及び大矢省三君が議長の指名で委員に選任された。

委員大矢省三君辭任につき、その補充

欠として小牧次生君が議長の指名で委員に選任された。

三月六日

毛筆習字を独立教科として義務教育に採用に関する請願(大坪保雄君紹介(第一四四九号))の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国立競技場法案(内閣提出第六八号)市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出第一一五号)教職員の勤務評定に関する件

○山下委員長 これより會議を開きます。

まず文教行政に関し調査を進めます。質疑の通告がございますから、これを許します。野原覺君。

○野原委員 文部大臣にお尋ねしたいと思ひます。この前の國會であつたかと思ひますが、教員の勤務評定が昨年から問題になりました際、私どもはこれを文教委員会に取り上げまして、文部大臣の御見解なり、文部当局のこれに対する準備等につきまして、お尋ねをしたのであります。その際文部大臣は、これは速記録を読み上げてよろうなしゅうございしますが、こういうような

御答弁をなさつておるのであります。教員の勤務評定ということとは、きわめて大事なことであるから、どういふような案でこれを実施するとかいふことは、目下文部省で検討中である。従つてりっぱな案ができたならば、すみやかにこれを下部に流して実施したい、こういう趣旨の内容を持った御答弁をされておるのであります。そこで私も、ずつと今日までお尋ねしておりませんけれども、その後文部省で検討されました教職員の勤務評定案というものが検討中であると御答弁なさつておる以上は、あうかと思ひますから、お示しを願ひたいのであります。

○松永國務大臣 御指摘になりました通り、その当時私は今申されたような答弁をしておるのであります。それはその当時は答弁の通り研究中であつたのです。ところが、日は忘れましたが、十二月の二十日でしたかに、都道府県の教育長會議において、一つ案を研究しておられました。その案が何でもでき上つたというので新聞等に公表されました。私の手元にもその案が参りました。そこで、非常に重要な問題でありましたために、どうすればいいかと検討を重ねつたのであります。議で一つの案ができました。そうしてこれを他の各教育委員会の方に案として提出する、こういうようにきまつたことを聞いております。従つて御承知の通り、私の方はこうした問題についてはいわばわき役であります。主導権

を持つておりますのは都道府県の教育委員会でありましたために、その教育長會議並びに教育委員長會議で、その案をその土地々々の実情に即するようになつてやうというように申し合せがあつたということを承つておりますので、その後私の方では、その案についてはまだ作つておりません。これは作らなければならないから作らなかつたわけでありまして、今もつて作つておりません。しかし大體の構想、それはこういうふうにするべきだといふような構想は、お互いにねりましたけれども、まだ成案といふふうには参つておりません。

○野原委員 大臣は御承知のように、都道府県の教育委員会に対して指導助言の責任を持つておられるのであります。権限と申してもよからうかと思ひます。文部大臣は指導助言の立場にあるから、勤務評定といふものは自主的に都道府県の教育委員会が制定しなければならぬものであるけれども、しかしその基準を示すことは文部大臣の職権でもあり、職責でもある、こういうふうな考え方では当初臨まれておつたに違ひない。またそういう御答弁をされていらつしやるのであります。ところがただいまお聞きいたしますと、都道府県の教育委員会が実施するところの勤務評定といふものは、全国教育委員会教育長會議の試案をもつてこれに充てるのだ、そういう方向に十二月二十日ごろ切りかえられた、こう申されるわけでございますが、そうなりますと、都道府県教育長

會議の試案といふものに対して御検討なさつていらつしやるに違ひない。文部省の考え方、文部省がこういうような基準でなければならぬといふその理想が、今度の教育長會議の試案には十分盛り込まれておる、こうお考えになられて肩がわりされたのかどうか、承わりたい。

○松永國務大臣 これは今御説明申し上げました通り、都道府県教育委員会が主導的の立場に立つてやるのであります。私の方から何も命令したり何らするわけではございませんので、あの案についてわれわれもまだ検討すべき点もないでもありませんけれども、しかし主導性を持つておられる都道府県の教育委員会、これで土地々々の事情に即応するようにやつていこうといふことを承つて、まだそのまゝになつております。

○野原委員 あなたの方で基準案を作つて流すのだといふことを言つておられた。ところが教育長會議で試案が出てきたでしよう。だから文部省が考へておる考え方といふものは、今度の教育長會議の試案には十分盛り込まれていなければ、これは文教委員会が文部省が基準案を作つて流すのだといふて言はれておる点から申しまして、やはり基準案検討の作業は続けなければならぬと私は思ふ。私どもにはそのことを文部省はやりまうと約束されておつたのです。ところが新聞で見ると、いつの間にか文部省の基準案とい

うものとはどこに消えてしまったのか、私どももいまだに否としてわからぬ状態に置かれておる。だからこれを切りかえられたというものは、教育長会議の試案というものは、これはりっぱなものだ、文部省の考え方というものは十分に切れておる、ここのお考えになつて切りかえられたかどうかということを書いておるわけだ。

○松永国務大臣 切りかえたのではないのです。私の方で一つの案を作ろうということをお考えのこととは事実です。しかしながらこれはなかなかむずかしい問題ですから、しかもその土地々々の環境に従つて、いろいろ地方の特異性をやはり織り込まなければならぬのじゃないかという考え方もありまして、それで普遍的な案ができずにおつた折から、教育長会議でそれを作り上げ、委員長会議でそれを採用するということになりましたので、その内容についてはまだ私も十分研究しなければならぬ点もあると考へておりますけれども、しかし一応主導性を持つておる教育長会議並びに教育委員会においてそうした案を作られた以上、全然われわれの意図に反したようなものでもありませんから、そこでその案がどういふふうに各地方地方で成案を得られるかということ、今見ていくわけなんです。

○野原委員 作業を切りかえたということが悪ければ、その基準案を作成する作業をおやめになられた、とこう訂正してもよろしいやうございます。結局おやめになられたわけはどういうわけかということですが、それは教育長会議から試案が出てきたからでしょう。そうすると教育長会議の試案の中に、あ

なた方が作る場合の基準案に盛り込むべき考え方というものが十分盛り込まれておる、とこう考えられたから、その基準案を作成する作業を文部当局はおやめになったのではないかと、私はこう聞いておる。文部大臣の立場を何とか有利にしたいと思つて尋ねておるのですから、すなおにお答え願ひたい。(笑)

○松永国務大臣 それは有利にならうと不利にならうとありのままを申し上げるのですが、先ほどから申し上げた通りなんです。要するにそうした案が出ましたので、まあまあこれでいければというふうにお考えただけなんです。

○野原委員 そうなりますと、文部省が考へておることがそっくりそのまま教育長会議の試案に出るということは、常識から考へてもこれはおかしいのですが、やはりどこか違つておるが、あたに違ひないのです。従つて教育長会議が試案を作るときに、やはり文部当局はこれに対してサセクションを与えたり、干渉したりされたに違ひないと思ひますが、これも一つすなおにどの点はこれは考へがおかしいからこういう指導を内閣局長を向けてやらしたとか、あるいは地方課長を向けてやらしたとか、こういうことはすなおにおつしやうていただきます。

○松永国務大臣 私はすなおにしか言えない男でございますからすなおに申し上げますが、実は何も私は局長に命令したり局長に示唆したりして活動させたことはありません。従つて局長がそうした会議に出席せられたことも私は知りません。ただ先ほど来繰り返して申し上げる通り、教育長会議の案ができたというので、その案を見せられた

ことはあります。しかしその案は全然私の考へと一致しておるもたではないきませんけれども、まあまあ主導性を持つておるところの教育長あたりでこいう案を作られたならそれもけつてこうであらう。決してその内容がわれわれと絶対に反対しておる問題ではありませぬので、それを見守つておるというだけです。

○野原委員 それではその教育長会議の案に御不満の箇所はどこなのか、私は他の団体が作つたものがそっくりその案、文部当局の考へたことに、この種の膨大な、詳細な内容を持った勤務評定が一致するとは考へられませぬ。だから不満な箇所があるに違ひないのです。だからその不満な箇所はどこなのか。私はここに一応教育長会議の試案を持つてきておりますが、これは都道府県教育長協議会から出されたパンフレットでございます。だからこのどこが、文部当局としては考へなければならぬという考へがおありに違ひない、おつしやうていただきます。

○松永国務大臣 その内容が全然相反する内容じゃありませんから、こまかなことをあげ足とつて、ああもしたいい、こうもしたいということは、なるべく避けた方がいいかと思ひます。私は先ほど来申し上げた通り、どの程度にやられるかということを見守つておるというだけのことです。

○野原委員 文部大臣は失礼ですけれども、案の内容を私よりもお知りでないと思ふのです。これは私はたとい一夜づけとはいひながら、昨晚全部読んだわけですから、どれだけの項目が評定されるかということをお聞きしたら

御答弁にお詰まりになるはずですが、しかしそういう殺生な質問はしません。そこで内閣局長にお聞きしますが、あなたが当面の所管の責任者でございますが、この内容はあなた方が当初考へておつた基準案の考へ方がそのまま出しておりますか。それともここはどうだという御意見がありますか。おつしやうて下さい。

○内閣府委員 すでに都道府県教育長協議会で示された案でございます。私どもは今これについて実施の段階を控えておりますので、とやかく批判がましいことは差し控へたいと思ひます。

○野原委員 それでは議論を發展させつたなおお尋ねしたいと思ひます。去年の夏だったと思ひますが、文部省は国立学校の付属小中学校で勤務評定を実施しようというので、その案を流しておるのであります。すでに発表された文部省の基準案なるものと、今回の教職員の勤務評定試案という題目で流されております都道府県教育長協議会の試案とはどういふ点が違つておるとお考へになつておりますか。

○内閣府委員 これは国立学校にやつた案と全面的に違つておると思ひます。

○野原委員 その全面的に違つておるその点についてどういふふうな反省を持つておられるか。あなた方すでに流したのが、教育長協議会の試案が出て、この試案が妥当だといふので承認をされた。都道府県にこれでもって指導してもよろしいと承認されておる。文部省の基準案は去年流されておる、全面的に違つておつて、のほほんとして

おるといふのはおかしいじゃないか。どういふ反省、どういふ自己批判をされておるか。その点についてどういふ点が全然違つておるか、全面的にこいうようなないまいな答弁は私は文部官僚には許しません。文部大臣はこれはやむを得ない。あなたは専門家である。だから私は国会議員として伺いたい、全面的に違つておるならばそれは一体どちらが正しいのか。去年流した基準案が正しいと今も考へておるか、それとも教育長協議会が流しておる今度の試案をりっぱなものとして考へておるか。いかがですか。

○内閣府委員 都道府県教育長協議会の案は相当弾力性がございまして。これは各県の事情によるために、たとえば点数制をとつてもいいし、あるいはABCDEという標語をとつてもよろしいし、あるいはよい悪いというようにな五段階をとつてもよし、三段階をとつてもよい、そういうふう非常に弾力性のある書き方をしております。いま一つは、正常分配曲線をとつておる。文部省の案はAが一割とかあるいはA、B合せて三割とかいふふうにやつております。それから文部省の方は一応五段階をとつておりますが、都道府県教育長協議会の方は三段階でもよろしい、あるいは五段階でもよろしい、こいうふう各県の実情に合うように相当弾力性を持たしてある。それから履歴事項のようなことが文部省の案には入つておりません。都道府県の教育長の案には入つております。それから評定要素の項目が相当違つております。文部省の案はたしか五つの項目をとつておつたと思ひますが、一方は七つないし八つ、二つの系列をとつ

ております。一つは職務の内容と申しますか、学級経営あるいは学校経営、こういうような内容からとった面、それから態度の方からとって、たとえば誠実であるとか教育愛があるとか、この態度の面と職務の内容の面、両方からとっております。文部省の案はこれを一本にしております。こういうふうに非常に個所が違っております。都道府県教育長の方は、これは各県の実情に合うように相当幅のある案でございます。文部省の案は全国一律に流しておりますので、その意味では弾力性がないわけでありまして、各学校で取捨選択ができるようになっておりました。それから文部省の案はこの前の昭和二十七年にやりましたものの修正でございます。昭和二十七年当時と非常な変革を来しているわけではないのであります。ところが都道府県教育長の試案は、世界各国の例も御参考になったと思ひますし、また今までの国立学校のもの、あるいは国家公務員、地方公務員、いろんなものを研究された結果、新しいさらに地に作られたのですから、割合従来の行きがかりにこだわらなくおやりになった、そういうふうになっております。

○野原委員 そこでどちらが妥当性があるというのか。つまり教職員の勤務評定としてはどちらがいいとお考えになりますか、お尋ねします。

○内藤政府委員 それぞれ事情が異なっておりますので、私は両方とも妥当だと思っております。

○野原委員 あなた方は五段階式をとられたのですが、国立学校の付属学校に流したものはそうになっておる。あなたも今それはお認めになられた。五段階式というのは、Aに属する者が非常にすぐれている、それからすぐれている、普通、普通よりやや劣る、劣る、こういうように教員を五つの評価でやろう、画一的にこういうやり方をしようとしておる。ところが今度の教育長協議会の試案を見ると、あなたも認められたように、その段階式というものには五段階でも三段階でもよい、たとえば三段階の場合は、A、B、C、よい、普通、悪い、こういうやり方をとっております。こうした序列、教員をA、B、Cに格づけする、あるいは五つの段階に格づけする、格づけした序列を打ち出しておるという点は、何も違つてはいないのです。あなたは違つておると言うけれども違つてはいない。五段階か三段階の違いがあるだけで、どちらも格づけして序列をきめようという考え方は一緒だ。だから、この考え方は私はよくないと思う。だから、これは違つておるといっても違つていない、これは同じだと私は考える。ただ私が特に問題にしたいのは、あなたも今言われたように、正常分配曲線の問題なんだ。だから、たとえばAが一割、Bが二割、それからCは四割、Dは二割、Eは一割、つまりノーマルな曲線を描かせるように三十人の学校においても教員を格づけするということや、このやり方は非常に誤りを犯しておるというので、今度の教育長協議会試案ではこれだけは削除しておる。これは非常に違つておる。この点をどうお考えになりますか。あなたはどちらでも妥当だということをおっしゃったが、正常分配曲線をとるべきだ、こう考えてそういう発言をされておるのかどうか、これをあわせてお聞きしておきたい。

○内藤政府委員 国家公務員につきましては、正常分配曲線をとっておりまして、これは人事院規則でも同じでございます。これは人事院規則でも同じでございます。ですから、これをとるにはそれだけの理由が私はあると思ひます。特に国立学校のような場合は、大体付属は均等になっておりますから、その片寄つておるとは思ひません。しかし地方の教員の場合になりますと、これは地方の学校差もあるし、いろいろな条件がある中で、正常分配曲線をとることがかえつて教育上阻害を来す場合もあると思ひますので、都道府県教育長協議会の試案では正常分配曲線ははずしておるのであります。

○野原委員 あなたは人の問いにいいかげんな、なめたような、ごまかしたような答弁をされると事ばめんどろになりますよ。ではお聞きしますが、文部省の職員に勤務評定をやっているはずですね、文部省職員の勤務評定の内容はどうなっているのか。国立学校の付属学校に流した案と違うところ、同じところ、教員と職員の場合どういう点が違うのか、文部省に例をとってどうなっているかを御示しを願ひたい。

○内藤政府委員 大体同じでございます。違ふのは評定要素が違つただけでございます。中身は同じでございます。

○野原委員 同じというのは、つまり国立学校の付属学校に流してから同じにしたのではないのか。これは国立学校に流した案と去年の夏流しているのがその前に例をとつてみると、昭和二十七年、去年七月二十九日ごろ国立学校の付属学校に基準を流そうという段階になった。今度は文部省の職員の勤務評定を交えられた。これは三年前の勤務評定と、去年の勤務評定と、文部省は一番最初の勤務評定を実施してからずつと一貫して同じ内容でできているかどうか、御答弁願ひたい。

○内藤政府委員 文部省の職員も国家公務員でございますので、国家公務員については国立学校付属学校と同じ歩調をとっております。

○野原委員 だから去年の夏から国立学校の付属学校に実施するようになったから、文部省の職員の勤務評定の内容を国立学校付属学校の教員と同じようにしなくてはならぬ、こういうのでお交えになったことはありませんか。実施されてからずつと今日まで同一内容でできているかどうか、明確に御答弁願ひたい。

○内藤政府委員 去年七月に行いましたのは、昭和二十七年以来行なつたものについての反省をいたしまして簡素化する、趣旨は簡素化の意味でございます。ですから国立学校も簡素化したし、文部省の職員も簡素化したのでございます。

○野原委員 それではお聞きします。正常分配曲線の問題で、ここにAという学校があつて、そこに職員が三十人いる。それを格づけするの、非常にすぐれているというのを一割作るといふと、劣るというのをこれに対応して一割作らなければならぬ。すぐれているというのを二割作ると、普通よりやや劣るというのを二割作らなければならぬ。そうしてまん中の普通というものは四割だ、こういうたいわゆるノーマルな正常分配曲線のやり方というものは、これは妥当と思ひますか。あなたは現にそのように思つておりますか。

○内藤政府委員 これは職場にもよりけりだと思ひます。大体職場が均等な人的構成をしている場合は、正常分配曲線があることがいいのじゃないかと私は思ひます。そうでないと、評価の仕方がばらばらになります。ただ職場の人的構成が非常に違つた場合には、正常分配曲線は必ずしも適当ではないと思ひます。

○野原委員 職場が大体均衡しておる場合はいいじゃないかというけれども、どういふわけでもないのです、どういふわけでもないのじゃないかという言葉が吐けるか、その根拠を示していただきたい。

○内藤政府委員 たとえばA局とB局あるいはC局があります。この場合の人的構成がほぼ同様な場合には、ある局長が主観によつて自分の局はAが五割いるという評価をします、他の局はAに相当する者が一割しかいなかった、こういうふうになりますと非常に混乱が起ると思ふ。特に特別昇給をするような場合にAを対象にしておりますので、片方は五割を特別昇給の対象にするし、他の局は一割しか対象にしない、こういう不公平が出てくると思ひます。人事院は現在正常分配曲線をとる方式をやっている。これは国家公務員について全部正常分配曲線をとっている。だから私どもは国家公務員については異論はあるかもしれませんが、まあまあ大体いいのじゃないかと考へております。

○野原委員 正常分配曲線がいいのじゃないからうかというお考えを持っておりますが、正常分配曲線は断じていいという考え方に立つて教育長協議会の試案ができておるのをなぜ黙つて

放任しておるのか。あなたはそういう考えを持っておりながら、正常分配曲線を否定した今度の教育長協議会試案について一言もおっしゃらぬというのはどういふわけですか。

○内藤政府委員 これは私先ほどから申し上げておるように、学校差というのが相当あるわけなんです。非常に教員組織のいいところ悪いところが現実にあるわけですから、この場合に正常分配曲線をとるとかえって弊害が起きてくると思うのです。ですから地方教育の場合には正常分配曲線がない方がむしろ地方の教育事情に適合しておると思っております。

○野原委員 だれが聞いてもあいまいだね。あなたはきょう発言されたことを速記がでたらゆっくり頭を冷やして読んでみない。追いつめられた人は苦しまぎれに言っておるのだけれども、しかしあなたはこの場合をのりなことができて、速記録というものに載った内藤初中局長の見解は教育心理学者、特に勤務評定専門の学者が一生懸命研究されるのですよ。日本の文部省の初等中等教育局長ともあろう者がそういうことを言われちゃ困る。三十人教員がおいて、校長が教員を評定する場合に、いやでもおうでもAは一割だ、Bは一割だ、Bは二割だ、Dは二割だ、こういうむちゃくちゃなことではないと思う。私は教育心理学者じゃないから素朴な私の常識で言っておる。こんなむちゃくちゃなことはない。たとえばAならAという学校には非常にすぐれた教員Aが五割おるかもしれぬ。あるいは一番劣る教員Bが六割おるかもしれぬ。それをお前の学校はAは一割にせい、Aを一割作つたら一番

べつたのBも一割にしる、こういうような押しつけ方をするから、愛媛におきましても校長先生が首を上げた。こんなことはできません、初めからワクを作つてBは何割だ、Cは何割だ、こういうことをやられたのじゃ私も私どもは私どもの良心に対して教員を評定することはできない、教員を評定して出せというならば出しなせよ、しかしながらこういう正常分配曲線というやうなやり方でやられたのじゃ困るということが実は愛媛の場合に出ておる。愛媛はすでに勤務評定が実施されたところなんです。私は当然のことだと思ふ。これは自民党の方も考えになれればお認め下さると思う。一つの集団を評定する場合に、初めからワクを作つてやるなんというむちゃくちゃなことはない。これが賢明な申し立てでしょう。か、全国の教育長会議で問題になった。だからこのやり方はやめようじゃないか。このやり方は、今日私の読んだ範圍においては勤務評定について専門的な大学の教授、学者というものは正常分配曲線はとるべきでないということを書いておられます。ところがたとえば日本人全体とか東京都における教員の全体とか、こういう何十万、何百万という場合にずっと統計をとっていいと、大体こういうノーマルなカーブができる。しかしそれは大集団の場合である。大集団における蓋然性という言葉は心理学者は使っておりますが、それを二十人か三十人——十人の学校だつてこれをやるといふのがあなたの当初の考えだつた。十人おる学校に一番いいのが一人だ、そしたら必ず悪いやつを一人作れ、このようなワクがつけられたときに、そこに追い込まれる

教員の立場に立つて考えてごらんない。あまりに官僚的じゃないかね。勤務評定に対する官僚的なこいつたやうな方を問題にして、今度の教育長協議会の試案は省いておる。これに対してはまだあなたには反省がない。正常分配曲線はいいのだ、こういうことをぬけぬけと答弁されることを文部大臣どう考えますか。私と局長の質疑のやりとりをあなたはどうかお考えになる。正常分配曲線というものを、失礼ですけども今初めてお聞きになったかもしません。しかしながら十人やそこいらの学校に一番いいやつが一人おつたら、一番べつたも一人作らなければならぬというやうな窮屈なワクを全国の学校の先生に押しつけて、こういう評定をやれというやり方を妥当とお考えになりますか、文部大臣の御見解を聞きたいと思ひます。

○松永国務大臣 私の承つておるところでは、野原委員の仰せになったように、ちゃんと一番いいのはAクラス、一番下はEクラス、ことに当てはめてやるように聞いております。いいのはいい、悪いのは悪いと率直に示す、それを基準にするというふうには承つております。

○野原委員 私はいいのが三人おつたら、評定はよかつたらよかつたでいいと思うのです。それを初めからワクをつけて、どこの学校でも一割だ二割だというやり方を押しつけていったところ、当初文部省が流そうとしておつた基準案に問題があつたし、愛媛県において校長がこれは困ると非難をあげたおもしろ原因があつたわけなんです。この点については、初中局長が率直に、おれは特定の小さな集団ではこ

ういうことはすべきではないという御見解を述べられるだろうと思つて質問した。ところがいまだにこれはいんだ、同じレベルのものはやつてもかまわなないだと言ふ。付属小学校には優秀な教員が集まつているかもしれぬが、優秀な教員が集まつておる付属小学校においてはなおさら申し上げなければならぬという見解を持つておる。だからそういう点に対して反省のないことをまことに遺憾に思ひます。大臣は委員会が終つたら一つ局長を呼んでよく注意していただきたい。

それから文部省では勤務評定をやつておるといふことが、その内容はおいい見せていただこうと思ひますけれども、一体どの範圍から勤務評定をしておりますか。部長、局長は文部大臣が勤務評定しておりますか。文部大臣にお尋ねしますが、あなたは内藤局長の勤務評定をやつておりますか、お尋ねします。

○松永国務大臣 そういうことは事務次官がやっております。どの局長、どの部長、どの課長をどんなふうに行つてゐるかというところは——やつてゐるには違ひありませんが、私はよく記憶いたしてありません。

○野原委員 全国の教員諸君が、勤務評定を軽率に実施されては困るといつて、大会まで開いたりして騒いでおる。全国の先生が騒げば、その背後には一千何百万の子供たちの親がおるわけでございますから、これを問題にしておる。そういう場合に松永さん、あまり冷淡だと思ふ。うちの官庁の勤務評定はどうなつておるかぐらいは御研究あつてしかるべきなんです。内藤局長は勤務評定は受けておりません。そ

れをあなたはどうかお考えになりますか。勤務評定を受けてないもんだから、教員に勤務評定をやらうやろうと出てるのじゃないかね。

○松永国務大臣 これはやっぱり事務次官が勤務評定をやつてゐるそうです。今内藤局長が隣で勤務評定を受けておられますと言つております。ですからやっぱり勤務評定は受けておるんだそうです。

○野原委員 内藤さんにお尋ねしますが、あなたは受けておりますか。

○内藤政府委員 受けております。

○野原委員 それはどういふ内容で受けておりますか。あなたは査定された勤務評定の結果を事務次官からでも聞いたことがありませんか。

○内藤政府委員 私がやつておる分は課長、課長補佐まででありまして、それ以下の職員につきましては大体課長にまかせております。局長、部長は次官がやつていらつしやいます。様式は文部省職員全部が同じでございます。

○野原委員 一般に中央官庁においては、人事院の承諾があれば、部長以上は勤務評定を受けなくてもよいというところになつてゐるのを御承知かどうか、内藤局長いかがです。

○内藤政府委員 御指摘のような内容のことは人事院規則にあると思ひます。

○野原委員 文部大臣にお願いしますが、次官が局長以上の評定をどの範圍で、ほんとにやつておるかどうか疑わしいものがある。私は昨日人事院に行つて調査をしてゐるのです。私はいかげに、知らずに聞いておるのではない。何もかも調べてきて聞いておる。だから、今局長は次官から評定を

されておるのか。稲田次官はきょうはここにお見えになっておりませんけれども、教員が校長から評定を受けるように、定期的に、あるいはこういう内容でほんとうに評定をしておるかどうかが、文部省では大臣が最高の責任者なんです。あなたは内務大臣であると同時に行政の長官です。あなたが、一体それは受けておるのだろうか受けていないのだろうかというふうなあいまいな状態に、今日の部長の評定というものは置かれております。これはいかがですか。もちろん勤務評定の結果というものは公開はできないわけですが、公開はできないから、ここに持ってきて内務局長の勤務評定を見せろと、私は要求できませんが、あなたはそれをこらんなる必要があると思う。あなたの部長は次官からどういう評定をされておるか。就任以来九カ月になります。一べんもこらんなったことはございませんか。

○松永国務大臣 先ほど来申し上げる通り、勤務評定が省内に実施されておるといふことは、私も承知しております。しかし一べんも問題になったことがありませんので、正直なことを申し上げると、ほかに研究調査することが非常に多いので、省内の勤務評定がどんな程度に、どんなふうに行われておるかというところは、研究しております。今御指摘になりましたので、一つよく研究してみたいと思います。

○野原委員 どうも文部大臣は詳しく御承知でないから、質問しても御答弁ができないかと思いますが、これは人事院規則を読めばわかるのです。本省の部長それから地方官衙にあっては長、たとえば大蔵省においては造幣局長とか、そういうものは大体勤務評定は受けてなくてもよいという規定がある。この規定によって人事院は承諾をしておるのです。文部省だけ、部長が勤務評定を受けるようにしておるのか。人事院の承諾を求めているののですか。いかがですか。

○松永国務大臣 さっき申し上げた通り、よく私の方で研究しております。さっそうきょうにでも研究してみたいと思います。どういふふうになっておるかを調査してみたいと思います。

○野原委員 内務局長の答弁を要求しますが、大蔵省あるいは自治庁は部長は評定を受けていない。この法律があるからできるんだから、人事院は承諾しておる。文部省だけこの評定を受けることになっておるのか。率先勤務評定の模範を示すためにそうしておるのか。いかがですか。

○内務政府委員 私は次官や大臣から勤務評定を受けておったわけですが、ですから、どういふ様式で、今まで私がお答えしたように、一般職員と同じ様式で、勤務評定を受けておると私は思っておりますが、あらためてその点は調査してみたいと思います。と申しますのは、勤務評定の結果を私も公開されておりましたので、どういふ勤務評定を私にしたのか、あるいは次官がどういふふうにしたのか、あるいは大臣がどういふふうにしたのか、あるいは、聞いておるわけじゃないこと、を、聞いておるわけじゃないこと、から、その点は帰って次官によく聞いてみたいと思います。

○野原委員 あなたは先ほど、勤務評定を受けておると断言しておる。そうして今私が追及したら、受けておるのか受けていないのかわからなくなってきた。全国六十万の教員が、勤務評定を受けることを早計にやっては困る。困るのは、自分が点をつけられるから困るのじゃない。一体今日の民主教育をどうするのかと、泣いて訴えている。その泣いて訴えておるのを、強硬にやろうとしておるのはいくらだ。あなたみずからがどういふ評定を受けているのか、受けていないのか知らぬような状態で、六十万の教員の勤務評定をしようというのはいくらだ、失敬千万な……。それで文部省の初中局長が勤まると思うか。自分が受けているかいないかも知らないで答弁して、しかも今ばかりが六法全書を持ち出して追求すると、うしろから齋藤君に注意を受けて答弁を翻すというふうな……おのれみずからが勤務評定について実に冷淡だ。おのれを律するに甘いのだ。おのれを律するに甘いのが、教員に対しては……はくは次から次に二時間も三時間もやる。原稿を持ってきておるから、やるが、ほんとうにつまらない通牒を流して、下部の教員組合、教育委員会、国民全体を混乱させておるのはいくらだ。あなたに言いたい。何たることか、その答弁は文部大臣、あなたはこういふ答弁を黙って見逃しになるのか。文部大臣は国務大臣だから、こういうことまかいことの答弁ができないことは、私も了解する。しかしながら勤務評定を担当しておる者、しかも勤務評定を強硬に実施しようという者が、おのれみずからが一体、評定を受けておると言ってみたり、それは調べてみなければわからないと言ってみたりする。こういうあいまいなことを許すつもりか。私は局長の答弁は要らない。文部

大臣の答弁を要求する。

○松永国務大臣 これは勤務評定は受けておるのですよ。受けておるのだけれども、受けておる局長御本人が知らない。知らないはずなんです。次官が勤務評定をしておるのだから。次官の帳簿には必ず……どういふ評定をしておりますか、評定してあることは間違いない。だけれども、それは評定を受ける局長に、お前さんはこんなふうな評定したぞと、一々相談があったり報告があったりするものじゃない。それで内務局長は勤務評定を受けておるけれども、どんな内容になっておるかは知らぬ。これは当然のことと思う。でありますから、内務局長は勤務評定を受けておるといふことは承知しておりますが、その内容がどんなふうであるかというところは知らぬ。従って、私が先ほど申し上げた通り、その勤務評定をいたしますのは事務次官でありますから、事務次官によく聞きまして、果してそういうことをやっておるかおのれを調べてみたい。さらに、やっておるとすれば、これは秘密なことでしょうから、外には持ち出せないでしょうけれども、私が聞くことは聞けるのですから、そこでよく調べてみたいということを申し上げたわけでありました。

○野原委員 あなたは、失礼な言い方ですけれども、御答弁の際によくそうす悪いけががあります。(笑)いつもそれそう、それそうとされておる。しかしあなたが今御答弁なさったことは、私の質問に対する答えになっておるわけじゃない、速記録をこらんだだけばわかります。だから、このことはあらためて問題にいたします。これは人事院に行つて調査をすればわかること

です。だから、あらためて問題にいたします。

そこで、私は今一応、全国教育長協会の試案に関連して尋ねてきておりますので、この点のまとめとして申し上げます。上げておきたいのは、愛媛において勤務評定が実施された。その場合に正常分配曲線を押しつけられてきた。それから去年の夏、文部省が国立の付属小学校に、これも正常分配曲線を押しつけてきておる。この二つを全国の教育長協議会が非常に反省をされて、私の調査によれば、実はたかさんの点においてこの内容というものは変つてきておるのです。今言つた正常分配曲線の御当を作っちゃいかぬとか、各評定要素は、必ずしも点数で評価しなくともよい。人間を何点だ、何点だと、八十何項目に分けて、その点を合計して、この人間は五十点の傾打ちしかいない、この人間は六十点の傾打ちしかいない、なんて、そんなことが一体できますか。そういうふうなことをしなくてもよいといったような、そういう考え方でおるわけでありました。そこで、こういう考え方をあなた方は黙認をされた。作業中だ、基準は文部省が作るんだと言明しておきながら、その後文教委員会には何の話もありません。私がきょう質問したから、初めて、いや、それは教育長協議会から出たからやめたんだ、こういう答弁です。だから、教育長協議会の試案を黙認されておるといふことは、指導、助言の立場にある文部大臣がこういう試案を認めたことは、教育長協議会が認められたことが正しいとやはりお考えになったことだらうと思う。そうやって参りますと、やはり文部省の責任というものが

か受けていないのかわからなくなってきた。全国六十万の教員が、勤務評定を受けることを早計にやっては困る。困るのは、自分が点をつけられるから困るのじゃない。一体今日の民主教育をどうするのかと、泣いて訴えている。その泣いて訴えておるのを、強硬にやろうとしておるのはいくらだ。あなたみずからがどういふ評定を受けているのか、受けていないのか知らぬような状態で、六十万の教員の勤務評定をしようというのはいくらだ、失敬千万な……。それで文部省の初中局長が勤まると思うか。自分が受けているかいないかも知らないで答弁して、しかも今ばかりが六法全書を持ち出して追求すると、うしろから齋藤君に注意を受けて答弁を翻すというふうな……おのれみずからが勤務評定について実に冷淡だ。おのれを律するに甘いのだ。おのれを律するに甘いのが、教員に対しては……はくは次から次に二時間も三時間もやる。原稿を持ってきておるから、やるが、ほんとうにつまらない通牒を流して、下部の教員組合、教育委員会、国民全体を混乱させておるのはいくらだ。あなたに言いたい。何たることか、その答弁は文部大臣、あなたはこういふ答弁を黙って見逃しになるのか。文部大臣は国務大臣だから、こういうことまかいことの答弁ができないことは、私も了解する。しかしながら勤務評定を担当しておる者、しかも勤務評定を強硬に実施しようという者が、おのれみずからが一体、評定を受けておると言ってみたり、それは調べてみなければわからないと言ってみたりする。こういうあいまいなことを許すつもりか。私は局長の答弁は要らない。文部

大臣の答弁を要求する。

○松永国務大臣 これは勤務評定は受けておるのですよ。受けておるのだけれども、受けておる局長御本人が知らない。知らないはずなんです。次官が勤務評定をしておるのだから。次官の帳簿には必ず……どういふ評定をしておりますか、評定してあることは間違いない。だけれども、それは評定を受ける局長に、お前さんはこんなふうな評定したぞと、一々相談があったり報告があったりするものじゃない。それで内務局長は勤務評定を受けておるけれども、どんな内容になっておるかは知らぬ。これは当然のことと思う。でありますから、内務局長は勤務評定を受けておるといふことは承知しておりますが、その内容がどんなふうであるかというところは知らぬ。従って、私が先ほど申し上げた通り、その勤務評定をいたしますのは事務次官でありますから、事務次官によく聞きまして、果してそういうことをやっておるかおのれを調べてみたい。さらに、やっておるとすれば、これは秘密なことでしょうから、外には持ち出せないでしょうけれども、私が聞くことは聞けるのですから、そこでよく調べてみたいということを申し上げたわけでありました。

○野原委員 あなたは、失礼な言い方ですけれども、御答弁の際によくそうす悪いけががあります。(笑)いつもそれそう、それそうとされておる。しかしあなたが今御答弁なさったことは、私の質問に対する答えになっておるわけじゃない、速記録をこらんだだけばわかります。だから、このことはあらためて問題にいたします。これは人事院に行つて調査をすればわかること

です。だから、あらためて問題にいたします。

そこで、私は今一応、全国教育長協会の試案に関連して尋ねてきておりますので、この点のまとめとして申し上げます。上げておきたいのは、愛媛において勤務評定が実施された。その場合に正常分配曲線を押しつけられてきた。それから去年の夏、文部省が国立の付属小学校に、これも正常分配曲線を押しつけてきておる。この二つを全国の教育長協議会が非常に反省をされて、私の調査によれば、実はたかさんの点においてこの内容というものは変つてきておるのです。今言つた正常分配曲線の御当を作っちゃいかぬとか、各評定要素は、必ずしも点数で評価しなくともよい。人間を何点だ、何点だと、八十何項目に分けて、その点を合計して、この人間は五十点の傾打ちしかいない、この人間は六十点の傾打ちしかいない、なんて、そんなことが一体できますか。そういうふうなことをしなくてもよいといったような、そういう考え方でおるわけでありました。そこで、こういう考え方をあなた方は黙認をされた。作業中だ、基準は文部省が作るんだと言明しておきながら、その後文教委員会には何の話もありません。私がきょう質問したから、初めて、いや、それは教育長協議会から出たからやめたんだ、こういう答弁です。だから、教育長協議会の試案を黙認されておるといふことは、指導、助言の立場にある文部大臣がこういう試案を認めたことは、教育長協議会が認められたことが正しいとやはりお考えになったことだらうと思う。そうやって参りますと、やはり文部省の責任というものが

起つてきます。過般の愛媛におけるあの問題というものは、これは文部省といえども責任があるんじゃないか、こういうことを私は考えておるわけでありました。

そこで次にお尋ねをいたしますが、この前の国会で、文部大臣も内閣初等中等教育局長も、勤務評定は給与の場合の参考資料にするんだ、こういうことを申しておるわけですか。そうなる参りますと、正常分配曲線でワクづけられて、いやでもおもうでもその学校ではびりけつが一割で、その次に悪いものが二割作られる。それで愛媛の場合には、三割の昇給ストップをしなければ愛媛の財政困難を切り抜けることはできない。教員給与も十分組まれないから、愛媛の知事は三割ストップというのを掲げたのです。その三割ストップにしても、教育委員会がたえなければならぬというので、それではこたえるには、勤務評定をやつて正常分配曲線でワクづけしてやろう、こうなつてくると、やはり教員にとっては大問題です。こういうむちゃくちゃな乱暴なやり方で三割ストップに代行させられたということになると、大へんなことになるわけでありました。そこで勤務評定は一体何のためにやるのか。私もここでもう一べん考え直さなければならぬときがきたと思ふ。松永さんは勤務評定については最初は乗り気でなかった。いろいろな問題がある。勤務評定は一体何のためにやるのかというのをもう一べん考え直して——いろいろ文教委員会でも議論をして、いろいろ経過はありますけれども、もう一度出直して、その目的から、そのやり方から、根本から再検

討をしてみようというお気持は文部大臣にございせんか。お尋ねします。

○松永国務大臣 現在の段階ではもう一べん考え直さずとかなんとかいうことは考えられせん。それはもうすでに主導性を持ってあります都道府県各委員会、その環境並びに実情に即したやり方をするということを決してしまつて実施に移ろうとしておる折から、わき役であるところのわれわれにはそれをとどめる力もなければ何もありません。しかもそのやつていふことは悪質とかなんだとかいうことじやない、正しいことだと思ひます。ただ私個人をもつてすれば、なお不満足な点はあるかもしれませんが、やり方については私は正しいやり方だといふふうに考へております。従つてこれを今や直すとかなんとかいうような考へは毛頭持つておりません。

○野原委員 ただいまの御答弁は、失礼ですけれども、まことに詭弁です。とどめる力はないとおっしゃる。しかしながらほんとうに考え直さなければならぬと文部当局がお考えになれば、これをとどめることは決して不可能ではないのです。今日、全国の教育委員会と申しますけれども、全国のこととくは教育委員会が勤務評定をやらなければならぬとお考えになつておりますか。あなたは、四十六都道府県のうちで、勤務評定はやるべきでない、こゝ言明しておるところの都道府県知事があることを知つておりますかどうか、お尋ねいたします。

○松永国務大臣 でありますから、その土地々々の実情に即してやるべきだ、こういうふうな委員長会議でも決めたしてしております。ですから、それ

に従つていけばいい。そうしてまたこれは、私は全国に必ず実現せられる問題だと思ふ。その内容は、る野原委員から仰せになりましたように、あまりこまかなところまで規定しないところもあるでしょうし、もしくはあの案の通りやつていくところもあるでしょうが、しかしそこに相当の融通性を持つておりますから、適当にその地方地方に従つて善処されることだと思つております。

○野原委員 まあ、あなたのたゞいまのお立場としては、もう一べん考え直すといふことを、こゝいつた公開の場所と言つてもなかなかな簡単におっしゃらないであらうことくらいは、私も知つておるのです。そのくらいなことは知つておる。しかしながら夜ひそかに一人静かに胸に手を当てて松永さんとしては、関々の情をうかたなくお悩みになつておることも聞いておるのです。私はあなたを尊敬しますから、あなたは良心的にこの問題では非常に苦しんでおられるといふことを仄聞しておるのです。

そこであなたにもう一度お尋ねしますが、それはとどめることができない、勤務評定をやめさせようにも、もうやめることはできない、走つておるのだ、こゝ言われる。この勤務評定というものは教育の効果を上げるためにやられるのでしよう。これをやれば教育の効果が上るとお考えになつておるからやられておるのでしよう。今もそう確信しておられますか。確信しておるとすれば、どういふわけで勤務評定をやれば教育の効果が上るのか、その論拠をお教え願ひたいのです。私は不敏にしてわからない。どういふわけですか。

○松永国務大臣 これはもう繰り返して去年から申し上げている通り、教育の効果を上げるためにはやはり勤務評定をやらなければいかぬというように、私は確信しております。ただその内容をどうするかといふことが問題だ。まあそのこまかなところまで規定する方がよろしいか、あなたがさつき言われた通りきつめて簡素化をして、そうしてやつていく方がよろしいかという点については議論がありましようけれども、しかし人事問題の適正化をやりま

す上から、これはどうしても勤務評定はやらなければいかぬ。しかも、やらなければいかぬばかりでなく、法律がちゃんと規定しておりますことは、私がある申し上げるまでもなく御承知の通りでありますから、その法律に従つて、やはりおくれたりといへども教職員についても勤務評定をやらなければいかぬといふふうに、私は考へております。

○野原委員 私の質問に御答弁願ひたいのです。どういふわけで教育の効果が上るのか、論拠を教えてください。あなたには教育の効果が上るんだ、こゝ簡単に言うけれども、じゃあ勤務評定をやれば、こゝいうわけで上るんだといふその論拠を示せと申しておる。これは大臣がでなければ局長でもない。私は何も大臣を困らせるために言つてゐるのじゃない。実態を明らかにしたいために尋ねておるのですから、これはあなたが御答弁になつて、次は内閣局長でも、これは当面の主管者として御答弁下さつてつこうです。

○松永国務大臣 それは野原委員が私をいじめようとかなんとかいう下心でやつておらないといふことは、よく承

知しております。実際勤務評定の問題についての正確な真理を突きとめるといふお考えでやつておられることも、よく承知いたしております。しかし私は申し上げた通り、勤務評定はどうしてもやらなければならぬ。そのやることによつて教職員の成績が上るといふふうに考へております。なぜかといふと、これは申すまでもなく、精勵格勤、勤めて、一生懸命次代をになうところの子供たちをとりつぱな人格者にしようと思ふと、ほんとうにおのれを忘れて教職に尽される先生方と、まるきりほったらかしにしておいて、そして教育の面に携わらなかつた、寝そべつて遊んでおつた人を、同列で昇給しろ、同列で昇進しようといふ、こゝいう悪平等が許されるはずはない。でありますから、一生懸命勤めた人はどんどん昇進の道を開く、昇給の道を開く。でありますから、だれかし

らも言つておりました、信賞必罰と言ひますけれども、このやり方は信賞の規定である、必罰じゃない。ですから罰則というものはこの中にはありません。従つて私はやはり教育の向上発展のためにどうしても勤務評定をやつた方がよろしいといふふうに考へております。

○野原委員 そういふように格づけをして教育の効果を、教育の能率を上げるということになれば、悪く格づけされた教員というものを放任する手はなかりかと思ふ。どうしてこれは救済しますか。お前は零点だ、お前は悪いんだ、こゝいう勤務評定をされた教員をそのままにほつておけば、教育の効果は上らぬ。教育の能率を増進できない。この点をどう考へになつて

すか。

○松永国務大臣 そうした適格性を持たない先生方は、研修とかあるいはその他の方法で反省をせよという、そして一生懸命努めるようになってもらう、この道があると思います。

○野原委員 勤務評定の場合どのようなことかというのを尋ねておるのです。勤務評定というものは、あなたも御承知のように、点数で評定をするのです。あるいはABCという格づけをやるわけです。文部省の考えによれば、五つの段階で格づけする。教育長協議会は三つ、ABCよい、普通、悪い、この格づけする。悪いと格づけされた教員は一体どうするつもりかと聞いておるのです。これは考えようによ

ると、正常分配曲線で格づけされた場合は特に問題が出てくるのですが、正常分配曲線をとらない場合でも問題が出てくるのです。ほんとうに神様でない限り、評定主体、評定する者の主観が働くでしょう。よろしいですか、問題はめんどろになつてきますよ。評定者の主観というものが働いてくると、こういった段階的な格づけの乱暴なやり方でやると、教師の人格が傷つけられる問題が出てくるのです。あなたは頭から悪い人間は悪い、よい人間はよいのだと言われる。これは抽象的には正しい。間違ひではありません。いい教員も悪い教員も一緒に月に月給を上げなくともよいかわからない。しかし今日の給与の問題は別です。今日の給与というのは、大学を卒業して一万円しかもらっていない。一万円では洋服が一着できない。私は師範学校を卒業して初任給四十八円ももらった。そのときは洋服が二着できた。今日の教員と

当時の私が昭和四年に卒業した場合と、賃金の上でうんと相違があります。そういう場合に、いい教員だといふ給を上げるんだという考え方でいくというところは、食えない賃金の時代には、決して教員の能率を増進したり教育の効果を上げたりすることにならない。だからして、そういう能率なんというものは、場合によつては、考える時期が来たら考えてもいいでしょう。しかしながら食えない時代には、ほんとうにベースをアップしてやるんだという考え方に立たなければ、教員に対する励ましにならないのです。しかもその段階的な乱暴な方法で教員の人格が傷つけられる、これはおそれじやない。出てくるのです。必ず学校に出てくるのです。父兄が見たならば、何だあの校長はおかしいじやないか。一生懸命うちの子供に教えておるじやないか、それが校長のえんま帳には二点とつけられたり、一点とつけられたりしておる、こういうことになる、教員の教育に対する意欲、自発的な創造的な意欲、しつかりやろうと、こう思つておる教員をがんと頭から金づちでたたくことになるんじゃないですか。これをどう考えますか。それじやこの問題をどう救済しますか。こういう場合が出てきたときには、あなたは

どうして救済しようと考へておるかお聞きしたい。

○松永国務大臣 私はあなたの言われることをあべこべに考へておる。それはさつき例を引いて申し上げた通り、精勵格勤動めて、一生懸命夜の目も寝ぬようにして教子を人格者に育て上げようと努力せられる人と、寝そべつて遊んでおつて、ほとんどろくな教育

もせずにはたつたかしておる人と、平等一列に昇進し、昇級することこそ励ましになりません。一生懸命やろうという気持ちが起きます。でありますから、教職員の励ましをするために、やはりそういう勤務評定をやつて、どんどんりつぱな先生は上げていく、そうしておかれた人も、おれも一つ今度は認められるように精を出さなければいかぬということが励ましの基盤だ、こういうふうな考へております。だが、今仰せられたように、校長の主観によつて上げられるようなことになつては困るというお話、もつともです。であればこそ、町村におけるそれぞれの委員会、さらに最終的には県の教育委員、県の教育委員あたりが判定をします。すなわち村方あたりにおきましても、町でもそうでありますが、衆目の見るところ、十指の指さすところ、この人はなるほどりつぱな先生だといふふうになんが認める人をどんどん上げていく、昇進の道を開くということ、私は当然のことだと心得ております。

○野原委員 あなたは、勤務評定というものが間違ひなしに正しく、神様のようなものがあるて審判ができるという考へ方に立つておるのです。私はそう思わないのです。今度の教育長の試案を見ても誤りが出てくるのです。これは人間である限り、ほんとうにふしだらな校長もあるのです。ところが、校長が第一次評定者になつてきておりますが、第二次評定者、校長の評定したものを調整するの、今度は教育長といふものが出てくるようです。教育委員会の教育長、しかも地方公務員法によつて、その地方教育委員会がこれを

実施するということになる関係で、地方教育委員会の教育長が調整しなければならぬということになる。そうなつて参りますと、地方教育委員会の教育長——地方教育委員会というものは、校長については評定をする。一般の教員については第二次的な評定、いわゆる調整というものをやる。ところが今日教育長といふものは免許状を持つておりません。持たなくてもよいことになつておる。この前の新しい地方教育行政の組織と運営、私も反対いたしましたが、あの新しい教育委員会法によれば、市町村の教育委員会教育長は教育委員でもなれることになつておる。ところが市町村の教育委員は魚屋さんもおれば、とうふ屋さんもおれば、呉服屋さんもおる。ほとんど教育のきの字も経験のない人間ばかり。むしろ教育という専門的な職權に立たない人が望ましいとあなた方は主張されておつた。私もそれはいかぬといふことを言つておつたのだが、あなた方の主張によれば、教育というものを経験しない者がいいのだ。アメリカ軍が当初教育委員会を押しつけたときに、そう言つておつた。教員出身者が立候補すると、いろいろな弾圧を加えてきた。そうしなければならぬ一体教育委員というものは教育の経験がないのです。そういう人間が校長の評定といふものができるとお考えになりますか。まずそれから伺つてみます。道を回つて、私はお聞きしますが、そういう人間に校長の評定ができるかあなたは考へになりますか。その問題はいかがですか。

○松永国務大臣 私は免許状が教育委員に必要だとは考へません。免許状は、これは教える実力を持つておるかどうかということが免許状になつてくるわけですから、ありますから、校長さん方が、一生懸命教育に精勵打ち込んでやつておるかどうかということ、これは免許状を持つておらぬでも、その町において、その村において、實際働いておられる人々がよく判定ができると思ふ。でありますから、これはさつき申し上げた通り、みな一生懸命やつておる善良な人格者としてたえられような校長先生あたりは、その土地の人々がやはり認めております。でありますから、そういう点からいつても、免許状を持たぬでも判定することにはちよつとも差しつかえないと思ひます。

○野原委員 あなたは勤務評定を御存じないでしょう。校長の勤務評定というものは校長の何を評定するのか。校長も評定を受けるのですけれども、その校長の何が評定の対象なのか。どうお考えになつていますか。

○松永国務大臣 これは申すまでもなく、校長としての責任を負せられておる仕事をどういうふうに行つておるかという、仕事のしつぷりです。それが対象になるのだと心得ております。

○野原委員 校長の職務を評定するのです。校長の勤務評定とは何か。大半は学校経営だ。いかに学校を経営するかというのを評定するのです。学校経営の経験もない教育の経験もない、見識もない、経験もなければ見識もない、そういう者が校長の学校経営の評定ができるかとお考へになりますか。これははつきり聞きたい。これは常識的に考へても、ほんとうに魚屋のおじさんが教育長になつておる。これが

できるのだから、その者が一休校長の学校経営の評定ができますか。あの校長はあれは何点だ、こういう評定でいいのだ、ただ素朴にこうなめておつてどうだというならいいけれども、最後には一つの調整がある。そうしてこれはAだBだCだ、こうやる。文部省によれば五段階でやる。乱暴じゃないか。教育の経験のないものが学校経営についてとかくの評定ができるという考え方は、私はちよつと乱暴じゃないかと思うのです。いかがですか。

○松永國務大臣 例示されました米屋さんとか魚屋さんとかおつしやるけれども、このごろの米屋さんでも魚屋さんでも、みんなそれぞれの見識を持つておつて、それぞれ専門も持っています。しかもそればかりじゃありません。委員長ばかりじゃなく、各委員の意見もやはり参考になるわけですから、そう御指摘のように私は危険はなからうと存じております。

○野原委員 このことは、これはあなた方はやる立場ですから、それは一方的にそういうことを言われるかしれませんけれども、教育の経験のない者が評定できるものじゃないですよ。教員の職務は、児童の教育をつかさどるというところになっております。だから教員の勤務評定をする場合には、学校教育法によると、児童の教育についての勤務評定をやるわけです。ところが児童の教育をしたこともない、免許状も持たない者が、免許を持った、適格性を持った教員を評定できるとお考えになることは、とんでもないことです。あなた方はできる、こう言い切られれば、それでもいいかもしれせんけれども、

でも、それではあまりに文部大臣としての見識が率直に言つてなさ過ぎます。教育はそんなあさはかな簡単なものじゃありませんよ。ほんとうに児童に對してどれだけだけの教授力を持つておるか、感化力を持つておるかというようなことは、その教員のほんとうの生活の中に飛び込んでいって、教員と同じ生活をするくらいの人間じゃないとおつてぶらぶらとして、あれは何だ。とどきどき役場へ来た態度がいかにぬからうだ、——もちろん態度というところがあります。あるいはいつもよれれたカラーをはめておるから、不潔だから礼儀を知らぬのだ——礼儀という項目がありますから、どんな点を引く、そんな乱暴なことで勤務評定をやられると、先ほど私がお尋ねした教育の効果が上がらない、教育の能率が上がらないということを私は言つておるので

そこでもう一つお尋ねします。勤務評定の結果は、本人にお見せになるわけですか、文部省の考えとしては……、いかがですか。

○内藤政府委員 勤務評定の結果については、本人に知らせることは考えておりません。

○野原委員 よくない教員をよくしようというので、私は公開しろとは言わないが、公開という考え方は、法律が明らかにとめておる。しかし本人に見せるなどとはいっていない。どういふわけで本人にも見せない、そういう考え方を持たしますか。

○内藤政府委員 それはもちろん校長さんなり、あるいは上級の職員が、部下職員の指導に當つては十分指導の徹底をはかるわけでございますので、君はかくかくの点がよくないから注意するように、そういう指導はするはずでございます。

○山下委員長 野原君に申し上げますが、大臣がどうあつてもほかへ行かれなければならぬので、時間をさいいていただきたい、こう要求されているので、あなたの話も相当重大な段階には来ておるようでございますけれども、きょう直ちに解決をつける問題でもないようにも思いますし、できれば次の機会にあつてを譲つてやつていただくようなことをお願いできないでしょうか。

○野原委員 私は皆さんの御要望であれば、そういうふうにしたいと思ひますが、実は勤務評定の問題は委員長の御承知のようにきつめて重要な問題で、この国会が始まつて以来、いまだに取り上げてこれられていないのです。しかも都道府県では二月から実施するとか、三月から実施すると騒いでおります。こういうときに文教委員会がその実態を十分究明しないということ、これは私はちよつとどうかと思つておきます。本日私は協力いたしますが、その法案の採決後にやはりこの問題を取り上げ下さるようをお願いしたい。そこで今質問している点だけは一応終つておきます。内藤さん、あなたは先ほど人事委員会の規定、人事院の考え方というところで答弁をされておつた。人事院は、評定の結果は当事者に示した方がよいと思つておると思ひますか、その本人にも見せるなという考え方をとつておるとお思ひですか、いかがですか。

○内藤政府委員 評定の結果について

の指導はしなければならぬと思つております。しかし評定そのものを私は部下職員に見せる必要はないと考えております。

○野原委員 見せる必要はないと思ひますではないに、見せる必要はないという立場を人事院はとつておるとお思ひですか。

○内藤政府委員 私どもは人事院のお考えをよく知りませんけれども、私どもとしては見せる必要はないと考えております。

○野原委員 教育の能率を上げ、教育の効果を増進したいと思ふならば、よくない教員を一日も早く救済しなくちやいかぬのです。そうして校長がほんとうに自信を持つて、お前はこれだ、おれはこう思うと、本人をこつそり呼んで校長も腹を据えてなぜやらぬのか。あいまいにして秘密にしてやられるから、教員は疑心暗鬼なんだ。何だあの校長、今度月給が上らぬところを見ると、おれを二点にしているな、けしからぬやうだ、こういうことになると、教育の現場は暗くなつて、教育の効果は上らぬ。だからいいですか、教えておきます。人事院の判決集をこらんさい。あなたは勤務評定を強行しようというならば、人事院がどういふ判決をしているかを見てやりなさい。人事院は評定の結果は当事者に開示した方がよいと判決している。勤務評定というものは人事院規則の一〇——二でやつておりますから、法律でやる限り人事院はこの番人をしていられるわけです。こういつたいろいろな問題については判決で示している。法律で強行する限りには、責任のあるものをやらなくちやならぬというので、人事院

判決集に載つていないじゃないか、評定の結果は当事者に開示すべきである。それをあなた知らないでしよう。そういうことを知らないで、勤務評定の結果は当事者に見せないんだ。そうして都合のいいときには人事院の規則を持ち出し、都合が悪ければ人事院の判決なんというものは触れない。触れないんじゃない、知らないのか知りませんが、そういう態度でやられることはないかぬですよ。あまりにも官僚的な押しつけです。今度のやり方は、大体そういう考え方で勤務評定が出たというところに、今日の問題が起つているので。別の意図があるというので問題が大きくなつていゝ。だからほんとうに教育委員会が校長を自信を持つて採点ができるならば、本人の前で示したいでしよう。みんなの前で公開することはいいけない。法律でとめていゝ。僕はこう思うがどうだといふくらいやらないければ、切り捨てごめんじやないですか。おれはこうなつた、お前は何点だらうか、こういうようなことで教育がよくなると考えたら、とんでもないことです。教員だって人間ですよ。神様じゃないんだ。神様じゃない、人間だから、相手がそういう用方をしたら、やはり憤慨感情というものがある。校長と教員の間がうまくいゝ。教員の能率を上げるには、教育の効果を上げるには、教育の条件を整備することが第一、同時に校長と教員の対人関係をうまくやる必要があるじゃないか。そういうところに配慮がない。ここに問題がある。

委員長、一応私は自民党諸君のお立場もありますから、協力いたしますし

八

て、一応法案の採決をして、本日施行して下さるようお願いしたい。ほんの一刻くらいしか入っていないから、ぜひお願いしたい。

○内閣府委員 何か野原先生誤解じゃないかと思いますが、評定の結果について校長が部下職員を指導するのは当然のことではないかと、それを否定しているわけじゃない。ただ評定そのものを教師に見せる必要はない、こういうふうに申し上げたのであります。

○山下委員長 それじゃ野原君の質疑は後刻行なうていただくことといたします。

○山下委員長 これより国立競技場法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がございすからこれを許します。河野正君。

○河野(正)委員 本日で国立競技場法案が委員会を上るということでございすから、一、二御質問を行なうて御所見を承わつておきたいと思ひます。

御承知のように本法案は体育の普及振興あるいは国民の心身の健全な発達に寄与するというのが目的であるわけでございます。従つて本法案によつてそういった目的に最も効率的に運営されていくかどうかということが、私は最も重要な点ではなからうかというふうに考へております。

そこで自後の質問のためにまずお伺いしておきますが、この法案の諸法則によつてその最も大きな効率的な運営が行われるかどうかに、まずそういった点についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 御説の通り、その運営は相当将来性を持った運営ができると思ひます。

○河野(正)委員 実はただいまお伺いいたしました理由は、文部大臣も御承知のように、本年五月第三回アジア競技大会が行われる予定でございす。当面いたしまして、まず第三回アジア競技大会が本競技場に当てられる予定でございす。近くはオリンピックが日本に招致せられるというやうなことも承わつておりますし、今後こういった競技場というものが、国際的に利用されるという面が非常に多いんじゃないかというやうに私も考へておるわけでございます。法案をながめてみましても、もちろん国が出資するわけでございますから、従つて国がこの競技場に對して一つの指導的な立場をとるといふことはきわめて私は適切なことだと思ひますけれども、しかし法案によりましますと、大臣が監督権を持つておるといふことでございすし、そういった点からなると考へますと、その運営というものはきわめて官營的な色彩が非常に強いんじゃないかというやうな疑いが強いわけでございます。さきに申し上げますやうに、今後この競技場というものはしばしば国際的に利用されるというのを考へて参ります場合に、あまりにも官營的な色彩が強いと、かえつて国際色が阻害されるんじゃないかというやうな点も私は心配いたしたのでございす。お考へでおられますのか、この点もあわせてお伺いいたしておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりましたやうなこの経営方法につきましては、民營にまかせますと、民營がいろいろなことを計画したりやつたりして結局は監督が十分に行き届かぬという点があります。さらにまた官營にいたしまして、どうも役人を前に置いては言ひにくい話ですが、仕事は伸びません。でありますから、特殊法人を作つて、そうしてその特殊法人で思ひのまま活躍させて、そうして国の使用するのに支障のない場合には、やはり収益を上げるやうな手を打つというやうな点も望まれることであり、従つてその点をやはり国が監督していくというやうなことにした方が望ましいんじゃないかというやうなことを考へて、こういう法案を出した次第であります。

○河野(正)委員 大臣からいろいろと御説明がございまして、いづれにいたしましても国が出資することでございます。なほまた今後追加いたしなればならぬということもございすから、一面におきましては国がある程度そういった出資に對しては一つの監督権を持ちますことは、万やむを得ざる点であるというふうには考へますけれども、しかしながら監督権を持つ、監督というものは、同じやうなニューアンスの中にも指導助言というやうな点もございす。あまりにも強く監督権を持つて参りますと、さき申し上げますやうないろいろ弊害が生まれてくるのではなからうか、あるいはまたいろいろ業務の中には、講習会あるいは研究会、こういったものを実施することによつて、体育の普及振興、あるいは国民の心身の健全な発達に寄与していくというやうな点も考へられておるのでございまして、そういったやうな講習会あるいは研究会等を実施するといふやうな場合にも、やはり大臣が監督権を持ち、しかもその大臣というものは、今日政党政治でございす以上は、政政の大員であるといふことになりまします。私どもが先ほどから御指摘申し上げますやうに、同じ監督権でも、その監督権を發動する場合に、きわめて適切な発動というものが必要ではなからうかというやうに考へておるわけでございます。一つ万遺憾なきを期していただかなければならぬんじゃないかというやうなことを考へるのでございす。

その点はもちろん意見というやうなことでございす。次に、時間もございせんから、一、二点お伺いいたします。この運営に當りましては、役員というものがきわめて重要な位置を占めるわけでございますが、その中には国務大臣、国会議員、あるいは地方公共団体の議会の議員もしくは地方の長あるいは政政の役員等は就任することはできないというやうな規定もあるものでございす。一見、ながめて参りますとなかなかけつこうなことのやうでございすけれども、しかしながら現職ではなくても、たとえば元国会議員であつた、あるいは前国会議員であつたといふやうなことになるやうな、実質的にはやはり政政ときわめて直接的な関係がある。ただたまたま形式的にそういった議席を占めておらない、あるいは地方公共団体の長という地位にないが、実質的にはそういった傾向は持つておるといふやうなこともあるわけでございます。必ずしもこういった規定だけでは私はなかなか万全を期せるものではないかと思ひます。そこではちよつとお尋ねしておきます。しからばこういった国務大臣あるいは国会議員あるいは地方公共団体の議会の議員あるいは地方公共団体の長、こういった者が、言葉をかえすと、なぜ就任できないのか、そういった点につきまして若干所見を承わつておきたいと思ひます。

○福田政府委員 お尋ねの役員の欠格事項の問題でございす。この欠格事項の規定につきましては、大体最近のいろいろの立法例にもございす。が、こゝういふ特殊法人につきましては、特に競技場という体育施設の性格からいたしまして、教育施設でございすので従つてその政治的な中立を保つて、政政役員あるいは国会議員、地方議会の議員という方々の就任を見合せて方がいゝのではないかと、こゝういふやうな観点から規定いたしております。ただ国務大臣は、これはまた別個の観点からございまして、国務大臣はこゝういふものに對して就任しない方が適當である、国務大臣の職務の性質から申しまして、これは欠格事項の中に入れた方が適當であらう、こゝういふやうに考へたのでございす。先ほど申された前に国会議員であつたといふやうな方につきましては、これは何も欠格事項にかかりませんので、政政の役員でなければ適當な方である限りにおいては就任できる、こゝういふやうに考へております。

○河野(正)委員 ただいまの御説明を承わりますと、しごくもつともでございす。

さいいます。しかしながらこういう規定そのものが実際に実施されます場合には、政党政治であり、大臣は政党的な方々が大臣になられるというふうなことでございまして、政治的には一つの中立的な人々でなければ、この運営はかえって支障を来すというふうな御説明でございまして、しかしながら大臣であるというふうな規定でございまして、しかもなお政治的な中立といながらも、前議員であるとか、あるいは前市長であるとかといったものは適格であるというふうなことであります。形式的には御説の通りでございまして、実質的にはその効果は上げ得ないというふうなことになるのでございまして、かえってこういう規定があるということは、ある意味におきましては誤解を生ずるおそれもあるのではなからうか。もちろん私もはそういう言葉にとらわれるのではなくて、もっと効率的な運営が行われてくることを期待するがために御質問申し上げておたわけでございますけれども、ややもいたしますと、こういう規定があるがゆえに、かえっていろいろな誤解というものが生ずるおそれもあるのではないかと、その点に對しまして重ねて、これは大臣から御所見を承わっておきたいと思ひます。

え方から、かような規定にしたわけでありませう。

○河野(正)委員 時間がございませうから、最後に一点御質問を申し上げたいと思ひますが、それは、本法案の趣旨はもちろん国立競技場でございますけれども、その性格は国際的な性格を多分に持つておると考えます。従つてその運営につきましても、いろいろさつき申し上げたような杞憂があるわけでございますから、きわめて適切な運営をやつていただかなければならぬというふうなことになるかと思ひます。

そこで以上申し上げた諸点に對しましては、十分一つ御尊重していただいで、適切な運営をやつていただき、そして所期の目的を達成していただき、すことを心から期待して私の質問を終りたいと思ひます。

○山下委員 他に御質問はございせんか。——なければ本案に對する質疑は、これにて終局いたします。

これより本案を討論に付します。別に討論の通告もないようでございますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議はございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○山下委員 御異議なしと認めます。さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山下委員 起立総員。よつて本案は全会一致原案の通り可決するに決しました。

なお、本案決議に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議はございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○山下委員 御異議なしと認めます。さよう取り計らいしたいと思ひま

○山下委員 先ほどに引き続きまして、文教行政に関する質疑を許します。野原委員。

○野原委員 大臣並びに局長の御答弁にいろいろ問題がありますが、問題の箇所は、いづれ速記を調べて私はその点を質疑し、追究したいと思ひます。

次にお伺いしたいことは、官立大学の教授に勤務評定をやつておるかという事です。いかがですか。

○内閣府委員 官立大学の方は、御承知の通り公務員特例法で管理機関にまかされておりますので、管理機関の判断にまかされております。

○野原委員 それはおかしいのじゃないですか。教職員は教育委員会の判断にまかされておる。そのものに基準案を流して、官立大学の方は管理機関だ、管理機関に對する指導助言は文部大臣が持つてゐるはず。なぜ官立大学に基準案を示さない、どうですか。

○内閣府委員 所管事項でございせんので、所管の局長から御答弁申し上げます。

○齋藤(正)政府委員 補足して御説明申し上げます。教育公務員特例法は、教育公務員に關しまして、大体大学の教授と高等学校以下に先生たちに二つ区分していろいろ規定をいたしております。大学の教授につきましては、これは伝統的な大学自治という観点から、かなりの事項を大学自体の運営に

まかしてあります。従いまして人事の点につきましても、ひとり勤務評定のみにならず、進退等にも關しては、大学の管理機関にゆだねておるわけでありまして、文部省をいたしましては、別に管理機関のなすことに對しまして、いろいろ案を示すとか——それその実情に應じて勤務評定等も実施されるものと考えております。

○野原委員 管理機関にゆだねておることはわかる。しかしながら管理機関にゆだねておる反面、高等学校以下の小中学校においては、教育委員会が権限を持つておる。教育委員会は独立の機関であるはず。大学の管理機関以上に、教育委員会は教育行政上からいへば独立機関になつておる。そのものに對しては基準案をどんどん流すが、大学の方については、官立大学の教授にはそういうものを示さない、そういうことができませんか。そういう差別が……。政務次官いかがですか。

○日井政府委員 ただいま担当の者からお答え申し上げましたように、大学では御承知のように、非常に自治権を強く従来の慣例からもまた法令の上におきましても許しております。高等学校以下におきましては、文部大臣が指導助言、場合によつては法律に反すれば措置要求もできる、こういうことになつておりますので、やはり国立の大学と高等学校以下の条項につきましても、そこにはやはりおのずら差別があつてしかるべきものだ、かように考えますので、勤務評定につきましても、やはり同様に考へておるわけでありま

○野原委員 大学の自治は知つておりますよ。大学は管理者にまかしておるから何をしようとお自由です、それはなつていないでしよう。法律はそうはなつていないはずだ。大学の管理者が間違つたことをしたならば、国立の大学に對して文部大臣は権限を持つておるのですよ。官立に對しては……。私立に對しては発言権を持つておるのですよ。いんやんやの費用で出するに……。文部大臣のこれは直轄です。教育委員会は独立なんですか。

それではあなたにお聞きしますが、大学の場合は自治権があるからというので、何をしようとお自由です、措置要求も何もしない、そういうお考えですか。

○日井政府委員 もちろんそういうあれではございせんので、法例に反すれば大学に對して措置要求をする場合もあろうかと思ひますが、しかし学長等の選挙等では、やはり下の高等学校以下とは相當そこに差異を認めておるのでございませう。

○野原委員 どういう差異を認めておる、一つ法律に基いて説明して下さい。

○齋藤(正)政府委員 国立大学につきまして、すべて大学自治にゆだねておるというわけではございせん。先ほど勤務評定のお話がありましたから、そうお答えしたわけではございせん。国立学校については、これは文部大臣が會計上、あるいは大学に配置せられてゐる事務職員その他につきましては、内部職員と同様にそれぞれ国家公務員法あるいは人事院規則等に基いて実施してゐるわけではございせん。ですから勤務評定につきましても、国立大学の事務局の職員につきましても、先ほど先生おあげになりました文部省の内部部局

の者にやっていると同一様式でもって実施してあるものでありますけれども、お話しの出まじり大学の学長とか教員とかの勤務評定につきましては、教育公務員特例法、これで大学管理機関がみずから行うのだ、こういうことを書いてあるわけでございますし、しかも大学の教授の実態というものはきわめて専門に分れていろいろ教授、研究しているわけでございますから、それに対して現在文部省が事実の範を示す必要はないものと考えております。

○野原委員 同じことを蒸し返します。管理機関が行なうことはわかっておる。同時に小中学校は教育長が行う、これも自明のことなんだ。教育委員会とは文部大臣の直轄なんだ。管理機関といえども国立の場合は直轄ですよ。そんなことがわからぬような文部省じゃ困るね。これは直轄だよ。その直轄の管理機関に対して措置要求もない、基準案も示さないで、独立の教育委員会にだけ基準案を示そうとする。それは一体どういうわけだと言っているのだ。

○齋藤(正)政府委員 国立大学に対して、いろいろな問題について全部大学の自由にならしてと申し上げたわけではございません。教授の人事上の問題については特例法の精神からいって、これは高等学校以下と別の扱いをする。そうして大学の先生たちの自治にゆだねることが適切であるという趣旨でありますから、これに対して別に指示しなくてもいいんじゃないかというのを申し上げたわけでございます。高等学校以下の問題につきま

しては、国立の場合には文部省がみずから規則を定めて実施をしますし、それから地方公務員たる教職員につきましては、ひとり勤務評定のみならず給与その他各般の問題について文部省の権限として指導しあるいは助言をし、公務員制度が円滑に実施されるように指導すべき責任があるのでございませう。その点は先ほど事務次官が申し上げました通り、大学の場合と高等学校の場合の人事の特殊性に基く差異だろうと思っております。

○野原委員 どうも答弁になっておる。それで私は聞くが、官立の大学の教授に勤務評定は行うべきであると考えておるかどうか、行うことが望ましいと考えることがないか。

○日井政府委員 これは教育公務員特例法の第十二条に規定してあります通り、やはり当然いたすべきものである、かように考えております。

○野原委員 東京大学の教授はいたすべきものであると文部省は考えておるが、勤務評定をやっていますか。

○緒方政府委員 これは先ほどからお答え申し上げております通り、大学の人事につきましては高等学校以下と全然違った原則で行なっております。これは伝統的にもさようでございまして、従いまして私どもとしましては教育公務員特例法の実施が非常に望ましいと思っておりますけれども、一々それを監査するということはやっております。従いまして東京大学につきましても固然としたことは私どもよくわかりませんけれども、それぞれ適当な勤務評定が行われておるものだと考えております。

○野原委員 勤務評定が東京大学の教

授にも官立大学の教授にも望ましいと、大学局長、本気になって考えておりますか。

○緒方政府委員 大学教授の勤務態容あるいは人事の管理方式にはきわめて特殊性がありますので、高等学校以下は困難だと存じます。しかしながら全体的な考えとしては、それはあるべきだと考えております。

○野原委員 人事院規則一〇一二の第三号第二号を見てもいい。職務と責任の類似するものが著しく少ない官職を占める職員、隔遠の地に所在する官署の長その他勤務評定を実施することが著しく困難と認められる職員に、は勤務評定をやらぬでもよいと書いてある。人事院規則の一〇一二の第三号第二項の「勤務評定を実施することが著しく困難と認められる職員」とはどういう職員をさすか、文部省では考えておるか、お聞きをいたします。

○日井政府委員 大学の学長、教員及び部局長につきましては先ほど申し上げたように当然行うべきものであると考えておりますが、ただいまお話しの人件院規則の第三号第二項によるものがどういふものであるか、文部省として考えたことは私にはありません。また著しく困難なるものがどういふものであるか、人事院がどう考えているかというのを調査したこともございせん。

○野原委員 勤務評定を強硬に実施しようという文部省が勤務評定に関する人事院規則一〇一二くらいは十分に読んで考えていないはずはないと思う。考えたことがないとは大へんです。こういう状態で勤務評定が強行さ

れるということは、日本の国としては大へんな問題だと思う。考えたことがなければもう一度お聞きします。きょうは人事院総裁を呼んでいないのがきわめて残念であるけれども、非常に複雑な判断力の要する仕事は評定の対象にするのが困難である。かりに文部省の役人さんが机の上で仕事をする場合に、きょうはこれだけ作った、これだけ会計の伝票を整理したという場合は、つきりした成果がわかる。人事院規則の第二号にはそれがうたつてある。「勤務評定は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績を当該官職の職務遂行の基準に照らして評定し」とある。だから評定の対象というものは、実は遂行する勤務がはっきりと基準によって評定できるものでなければならぬのです。こうなつて参りますと、普通の事務は大に可能かも知れませんが、私は普通の事務の場合でも勤務評定はあまり望ましくないと思う。その場合だつて十分科学的、合理的なものを打ち出さなければまずいと思う。ところがこの教育というものは非常に高度な判断力が必要。あの子にはどういう指導をしたらよいか、五十人受けていたら、この子にはどう指導したらいいかという判断が必要。この子は家庭が貧困だ、この子はどうも盗癖がある、あの子は頭はいいがうそをつく、まずこういう子供の指導というものの立場に立つて、教員の教育指導というものは非常に高度な判断力が必要。教育というものは子供の勤務評定をすることなのです。そういう高度な複雑な判断力を持った職務については、勤務評定をやることが望ましくないと思うのが第三号第二号の精神なんだ。

とところがそういうことは一向考えたことがございせん。驚いたことには、人事院規則一〇一二も考えたことなくして、全国の六十万の小中学校の教員に、教育委員会のしりをたたいて勤務評定を強行させようというこの実態は、きわめて遺憾に思う。初めてこの実態がここで暴露されたと思うのです。

そこで次に伺きしておきたいことは、国家公務員には人事院がある。都道府県には地方公務員法によって人事委員会がある。そこでこの人事委員会の勤務評定についての権能をどう考えておるか、お尋ねします。

○内藤政府委員 人事委員会は都道府県または市町村に置いてありまして、人事に関する基準あるいはその具体的な事件の処理、こういうことをやっておるのでございます。

○野原委員 その人事委員会が勤務成績の評定について研究の成果を発表する権能を持っております。これは地方公務員法の第八号にございまして、これは「人事委員会又は公平委員会の権限」という見出しで、第八号に「ずつと十一号にわたつて人事委員会の場合をあげておる。これを読んでみると明らかにするように、人事委員会というものは、勤務成績評定制度に関する研究発表ができる権限があるし、それから都道府県の教育委員会並びに都道府県の知事に対して勧告することとできる」と地方公務員法の四十条の二項にはつきりうたつてある。それから考えられることは、この都道府県の人事委員会が、勤務評定が望ましくない、こういう研究発表をし、こういう勧告をした、そういう場合に、その勧告というものは尊重されなければならぬと思

うが、どのように文部省は考えますか。
○内藤政府委員 人事委員会も法律のもとにあるものですから、法律に違反したことを勧告することは、私は行き過ぎだと思っております。特に地方公務員につきましては、勤務評定をしなければならぬことは、地方公務員法に定められた通りであります。義務教育職員につきましては、特に地方教育行政の組織及び運営に関する法律によつて、都道府県が企画立案いたしましたして、市町村が実施する、こういう規定がございますので、この法律違反のことについて人事委員会が勧告することは行き過ぎだと考えております。

○野原委員 抽象的にいって法律違反の勧告ができないことは認める。ところが、人事委員会が、教員の勤務評定について実施することは望ましくなく、教育公務員は勤務評定から除外することが至当だといふこの勧告は、法律違反ですか。これは大へんなことだ。これは法律違反か、これは法律違反じゃないだろう。人事委員会は勧告の権限を四十条で与えられておる。四十条で与えられておるこの勧告が何で法律違反だ。

○内藤政府委員 もしかりに教職員を除外するならば立法措置として行ふのが適当なので、人事委員会が、教職員に勤務評定を行うことは適当でないといふ勧告をすることは、私は行き過ぎだと思ひます。

○野原委員 行き過ぎであると思ひますが、これは断じて行き過ぎじゃない。行き過ぎだと言ふのは、あなたは地方教育行政法の四十六条をたてにとつておる。地方教育行政法の四十六条は今あなたが言われたように、これは

都道府県が企画して、そして市町村教育委員会が実施するのだ、こうなつておる。あなたはこれを金科玉条視しておられる。ところが一体こういう法律というものは、憲法なり特に教育においては教育基本法というものの精神に沿つて法解釈しなければならぬのです。しかも勤務評定に関しては人事院規則によつて、私がさつき示したように、高度の判断力を要する複雑な仕事、そういうものは除外することができるとなつてある。その人事院規則というものは当然には国家公務員に適用される。しかしながら国家公務員と地方公務員は、これは法の精神からいってその準用ということになつておる。だから勤務評定に関しては、人事院規則の一〇—二というものが準用されるわけだ。こういうふうな考えでくると、地方教育行政法の四十六条は、勤務評定が実施に移されるときがきたならば——なぜそう言ふかといふと、勤務評定をいつ実施せよといふことは法律にうたつていない。地方教育行政法にも地方公務員法にもうたつていない。だから、実施に移される場合には、都道府県教育委員会は企画、それから市町村教育委員会はこれを実施するんだといふ権限を明示しておるにとどまつておる。これは権限を明示しておる、権限の分轄を示しておるだけなんです。だからして必ず実施しなければならぬといふことは、憲法なり教育基本法というもので考えていかなければならぬ。人事院規則で考えていかなければならぬ。こうなつてくると、人事委員会が勧告して何ら差しかえない。人事委員会は法律違反の勧告は

できません。しかしながら、何が法律違反だ。人事委員会の権限にうたつておるじゃないか。教員の勤務評定について勧告することができるとなつておるじゃないか。この条文に基いて人事委員会が勧告して何が法律違反ですか。そんな見解を持つていたらあなたは大へんなことになりすよ。法律にうたつてある通り実施して、それは違法であるなどといううなばかなことではない。どうなんですか。

○内藤政府委員 国家公務員につきましては国家公務員法で規制され、先ほど御指摘になりました大学等につきましては教育公務員特例法に明示されておる、また地方の教職員につきましては地方公務員法に明らかに示されておる。ですから教員といへども除外されておるわけではございません。従つて私は、勤務評定は教員の場合も当然やるべきものだ、これに対して人事委員会が、やることは適当でないといふということは、法律の精神に反すると思つております。

○野原委員 法律通りやつて私は何ら差しつかえないと思ふ。しかしながらこのことはここで議論をやつても法律解釈の意見にわたつて、一日でも済まぬから、これはまたあとでやりましよう。

それでは話を變えて、こういう場合はどうですか。人事委員会は、地方公務員法の第八條の権限、その第八條によると、「職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画を行うこと」とある。そこで大阪の人事委員会は大阪の教員の総合的企画を行う権限権限を与えられておる。だからして、実は基準案を示すのは、文部省は指導の上

では指導案を示すかもしれぬけれども、その府県における勤務評定に関してはその府県の人事委員会の権限と考へるが、これは間違ひとあなた方は思ふうか。

○内藤政府委員 人事委員会は御指摘の通り、地方公務員法に定められた権限事項をやることは差しつかえございません。

○野原委員 地方公務員法の第四十條の第二項に、「人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に關し必要な事項について任命権者に勧告することができ」とある。この条文をどう思ふか。この条文に基いて人事委員会が勧告するんだ、これでもできないとあなたは思ふか。

○内藤政府委員 これは勤務評定の仕方について企画立案をすることについての勧告なんです、勤務評定をするなどという意思をやることじゃないのです。

○野原委員 勤務評定の仕方についての勧告ということに四十條の二項はなるかもしれない。しかしながら人事委員会は人事院規則に基いていろいろ検討した結果、教員の場合は除外すべきだ、こういう判断に達して勧告をした場合に、私は当然これは尊重されなければならぬと思ふのです。そこでお聞きしますが、具体的に例をあげて聞くと、これは昭和二十九年の一月であるけれども、教育公務員を勤務評定から除外すべきであるという、青森県の人事委員会が研究を発表しておる。そこで青森県においてはやはりこれが問題になつておる。続いて北海道、岡山、秋田、鹿児島、新潟等々の人事委員会

がやはりそういう研究発表をしておる。こういう研究発表というものは、都道府県の教育委員会はこれを尊重しなければならぬと思ふ。勧告じゃありませんよ。研究発表は権限になつておる。いかが考へるか。

○日井政府委員 いろいろ研究の御意見等を発表することは自由でございまして、勤務評定は法によつて定められたことではございまして、これをやるなどといううな、法に反した御意見に對してこれを尊重する必要はないと考へております。

なおまた先ほど御意見がありました、何か勤務評定が教育の内容についての評定といううな御解釈のようでありまして、勤務評定は教員の勤務の状況を評定するのであります。従つて大学におきましても勤務評定をやはりやるという規定さえも、先ほど御指摘の通りであるわけだ。従つて勤務評定というものは教員に對してもできるものであり、また法律によつて当然やるべきものである、かように考へております。

○野原委員 なおこの問題はいろいろ問題にしたいと思ふのであります。

そこで内藤局長にお尋ねいたしますが、あなたは、昭和三十三年の一月二十七日に、各都道府県教育委員会の教育長にあつて「職員団体の交渉権と勤務評定との関係について」という通達を出しておるのであります。鳥取県の教育委員会からの照会に対する回答をこれに載せておるのであります。その写しをここに持つておられますが、その写しによりましてどう書いてあるか、鳥取県教育委員会教育長から勤務評定は勤務条件であり職員団体の交渉事項と

なるのではないかについて照会があり、別紙のとおり回答したので参考までにお知らせします。別紙の本文、「地方公務員法第四十条に規定する勤務評定は、同法第二十四条、第四十六条及び第五十二条等に規定する勤務条件ではない。従って勤務評定の立案およびその実施はいずれも地方公務員法第五十五条に規定する職員団体の交渉事項とは解せられない。」という文を書きつばなしで、何も説明がない。これはどういうわけでこういう文書を出したのか。どういう考え方でこういう見解を立てられたのか、論拠を示してもらいたい。

○内務府委員 御承知の通り、交渉すべき事項は、御指摘になった地方公務員法に規定されておりました。給与、勤務時間その他の勤務条件ということになっておるわけであり、従って勤務評定は勤務条件には入らぬという解釈をとっておるのであります。○野原委員 地方公務員法の第五十五条は、「登録を受けた職員団体は、条例で定める条件又は事情の下において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、……交渉することができ」とある。勤務評定というものは給与に關係するといふことは、あなたはそのたびたび答弁をされておるし、それから文部広報にも出ておる。これは松永さんもそういう答弁をしておる。人事委員会もそういう見解をとっておる。給与並びに人事に關することに影響するのだ、間違いないですか。まずそれからお聞きします。

○内務府委員 勤務評定の結果をいかに利用するかということにつきましては、御指摘の通り、特別昇給とかあるいは昇進の問題、あるいは研修、配置がえ、そういうふうにご利用する、こういうことになっております。○野原委員 実例においても、愛媛県においては昇給昇格にこれが百パーセント利用された。それからあなたもまだいま確認されたのです。勤務評定は給与に關係があるわけですか。給与というものは、これがどのように規定されるのかによつて、職員団体を構成する職員は不利を受けるわけですか。不利を受ける給与や人事に關係のあることが交渉事項でないというのはいまの答弁によるのか。あなたはいまの答弁によると、勤務条件ではないのだと、こう突つておる。私も地方公務員法をずっと各章各節見てみた。なるほどこの地方公務員法全体の構成からみると、勤務評定はイコール勤務条件とは解するに困難な点もあるように思ふ。ところが地方公務員法の第五十五条は、何と書いてあるかというところ、「勤務条件に關し」と書いておる。私は専門の學者の意見を二、三尋ねてみた。ところがやはり勤務条件に、イコールならなくても、勤務条件に關しては交渉することができ。勤務評定は勤務条件に關することであるという見解が多いのです。ほとんどです。この「に關し」といふことを、あなたはどうか解釈しておるか。

○内務府委員 これは御指摘の通り、勤務評定がイコール勤務条件ではないと、勤務評定の結果を参考として人事管理を行うものであります。直接に勤務条件ではないと見解をとっております。○野原委員 直接勤務条件ではないとい

うけれども、勤務条件に關するものである、私はそう思う。法律解釈が双方違ひがあれば、最高裁判所というようになかなことになるかもしれないけれども、しかしながらこれは人事院においても、国家公務員の場合は慣例として認めてきておるのです。人事院は正面切つて法解釈ということになると、地方公務員法は私どもの権限でございせんからと、こう逃げる。しかしながら国家公務員の場合は、今日勤務評定に關して国家公務員の官公労の組合がその当該の官省と交渉しておることは慣例なんです。慣習法なんです。これは勤務条件に關しという文理解釈からいっても、法の精神からいっても、この種のものは職員団体の交渉事項にすべきである。しかも慣習法になつておる。これを何らの説明を付さないであなたが流すことは、それは御自由であるかもしれないけれども、流すなら流すで、もっと詳しい説明を付して流さなければ、下部は混乱する。どう思ふか。

○内務府委員 これは勤務条件ではないといふ私どもの解釈でございませう。○野原委員 その点はそういう解釈で突つたらば、また次の文教委員会では私はこれを問題にいたします。そこで最後にお聞きしたいことは、実はある校長がこういう談話を發表しておるのであります。勤務評定について、「何しろ一人々々の教員について、それぞれ八十二項目について——今度の教育長試案ですね。八十二項目について評定しなくてはならない。しかもその一つ一つの項目がむずかしい。たといは基本

的生活指導、しつけ、道徳的信条や判断力を育成するために、よく研究し、努力しているかというようない項目について考えても、基本的な生活指導はしつてだといつていいかどうかともわからない。人によつては道徳教育のあり方を、このように考えられない人もあるからね。こんなはつきりしないことで、勤務評定をするのはごめんだね。その上八十二項目では、一項目について一分間ずつ考えても八十二分かかる。ただでさえ忙しいのに、これでは一日に一人やるのさ大へんだ。職員は三十名だから、土曜、日曜まで入れて評定するだけに一月はかかる。その上に一人々々のための表を作り、また別に履歴書より詳しい教職歴から家族の一人々々の状況などまで記入したものを作らなくてはならぬ。よくもまあ机上プランでこんなばかげたことをきめたものだ。こう書いてある。こういうような考え方を、良識のある校長先生が持つておるのです。文部官はこんなことはわからない。あなた方にはわからない。そこで私が聞きたいのは、こういう感想に対するあなたの感想を聞くようなばかなことは、僕はしたくないのだが、校長の意に反して市町村教育委員会が評定を行わしめるのだ。校長はできないと言ふのです。これは愛媛でもあった。ノーマルな校長にはできない。書けといつたて書けない。その校長ができないといふものを無理やり書かせるということは、今日の法律では可能になつてゐるのですか。

○内務府委員 ただいま校長の感想をお述べになりましたが、八十二項目といふのは、たとえば學級經營とい

のはどういう意味か、その學級經營のうまいいっているといつていいという場合には、おのおのの判断が非常に異なつては困るので、教室がよく整備されてゐるか、あるいは実験材料がよく整備されてゐるか、教材が組織的に配列されてゐるか、そういう意味の内容を、學級經營なら學級經營の内容を統一するためにきめた項目なんです。たとえば指導力といつても、あるいは教育愛といつても、その内容が皆さんの考え方がまちまちですと、評定の結果がまちまちになるから、大体意思統一をしようといふので、先ほどあなたが御指摘になつたように、あまり主観的になつては困るというので、なるべく客観性を持たせて意思統一をするために、八十二項目が出ておるわけなんです。ですからむしろその方が客観性があると思ふのです。しかし実際評定をする場合に、もしその觀念ができれば、あとは一萬千里に評定ができるわけなんです。その頭の地ならしをまず最初にしておくわけなんですから、その点は一々八十二項目を見ながら評定する、こういう意味ではないと思ひます。

○野原委員 愛媛の場合は出したといふのは、結果論から来ておる。それはどなたからか発言があつたように、権

力なんだ。それは手を交え品を交えやうからだ。だから僕が聞いておることに答弁してもらわなければ困るのだ。愛媛の場合というけれども、一般的に校長ができないというものをいふという事は、今日の法律ではできないと思うが、できますか、いかがですか。

○内閣府委員 これは教育長その他教育委員会のりっぱな人たちが御研究になった成果でありますから、できないものを教育長協議会が作るはずはないと思います。

○野原委員 そういうことは聞いていない。でき上ったものが不満なんだ。教育長の今度の試案に対しても、問題がある。段階的な格づけでノーマルなカーブは要求しているけれども、――教育長協議会はあなたよりもよほど進歩しておる。あなたはそれをお認めにならないければいかぬと思う。しかし最初に乗るけれども、今度の試案にしても八十二項目はなかなか容易でない。あなたは客観的な基準を示したと簡単に言うけれども、その客観的な基準がこの人のどこにあてはまるかということ、を、一人々々見ていかなければならぬのです。あなたがいかにか乱暴な勤務評定を考へておるかという事は、一萬千里という言葉を使うことを見てわかる。人をばかにするなど言いたい。あなたは自分の勤務評定がなされておるかどうかもわからぬようなことで、小中学校の教員の勤務評定については、簡単に赤ん坊の手でもひねるような、そこら辺の路傍の石でも投げるような簡単なことで、教育者の勤務評定をやっておるから、今日教員諸君は非常に憤激しておる。一萬千里などという

のは失言ですよ。取り消しなさい。一萬千里で勤務評定ができますか。委員長、取り消しを要求する。

○内閣府委員 一萬千里と申し上げたのが失言なら取り消しますが、その意味は、私どもも勤務評定をやっておりますし、大体心の中でみんな勤務評定ができておる。それを形式的に記録するだけですから、私はふだんから上に立つものは部下職員の勤務評定をしておるのが当たりまえだと思ふ。そういう意味で申し上げたのであります。

○野原委員 そこで僕の最初の質問に答弁してもらいたい。校長ができないというのを強制できるか。

○内閣府委員 校長ができないという事情があれば、よく教育委員会と協議されてやっていただきたいと思ひます。私どもはこの勤務評定はできるといふ考え方なんです。具体的にいたしませんと事情がはつきりしないと思ふ。今度の勤務評定については、一般にできるかできないかという問題ではない。この勤務評定について校長ができないという御意見は、私は当たらないと思つております。

○野原委員 それはそういう勤務評定を強力に実施させよというあなたのお考えです。これを書かなければならぬ立場の校長は大へんです。あなたのような粗雑な考え方で今日子供の教育はやっていけませんよ。一萬千里とか、簡単にできるとか、校長というものは教員を知つておるはずだから、簡単に帳面につけるだけだとか、あなたはそんなことを言うて、きようは教職員が来ていないからいいけれども、これを子供の父兄や国民が聞いたら、どんなに怒るかかわからない。そんなまやかし

しい問題じゃない。私は校長が自分の良心に照らしてどうしてもできない、やれないというものは、これは強制できないと思ふ。憲法第十九条が示しておるじゃないか。思想、良心の自由を保障しておるじゃないか。はつきりしておる。それをあなたは答弁できないのです。か。回り回つて教育委員会と協議するとか何とか、とんでもないですよ。それをよく覚えておつてもらいたい。

そこで、私はいろいろお尋ねをした点もたくさんあるわけですから、けれども、問題は、第一次評定者に校長がなるといふことも、これは法的に正しい問題があるのです。しかも第二次評定をしようとの地教委がくろうとの教員を、専門の教育のけの字も知らぬ者が、学校経営がどうのこうのと採点するやうな、こういう勤務評定は問題があると思ふ。私はこの大前提に戻つて、勤務評定の実施のかぎというより、こういうことに法的に正しいと云ふ、備な点がたくさんあるから、これは昨年末本会議でも私は質問の際に申し述べておる。こういうように法的に不備な点があるから、これはもつと頭を冷やして、お互いに教育に關係のある文教委員を中心に、国会においても議論をしなければならぬぞ、あつてはいかぬぞということ、私ども再三社会党の意見として、公的にも私的にも文部大臣に要求してきておるのであります。第一次評定の校長も、これは一体どういふ権限で校長が評定をするのか、これも私は議論をすれば一時間、二時間かかると思ふ。業務命令という形でやらされるのか、それとも職権委任という形をとるのか。私はついでに

けれども、これは「校長の職務権限」といふ文部事務官の波多江さんの本を一べん見てみた。ところがこの本の六十三ページに、校長というものは人的管理は含まれないというやうなこともはつきり書いてある。こうなるという、なにおさらのこと、文部事務官の書いた本においてすら人的管理が校長にできないとすれば、その校長はやはり地教委から何らかの権限を委任されたらうか、代理の形であるうか、補助執行の形だらうかということが次々と疑問が起つてくる。こういう点をいずれあらためてお伺いしたいと思います。

そこで委員長にお願ひします。実は勤務評定に關しては、ほんの序論で

す。私はこういう問題を徹底的に究明しなければ、文教委員会の職責はありません。だからしてこれは理事会においても、どうか一つ真剣にこの種の問題を御協議いただいて、文教行政の問題の際に、なお私は本日たくさん

の問題を提示しておりますから、文部当局は虚心に、自分が過去においてやつたからといういきさつにとらわれな

い、日本の民主教育を愛する立場に立つて考へていただくように、委員長にも文部当局にも、要望いたしましたし、本日の質問を終ります。

○山下委員長 了承いたしました。追つて後日本問題についてはさらに質問を行うことにいたします。

○山下委員長 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題となし、その提案の趣旨説明を聴取いたします。日井政務次官。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

務員に対し、通勤手当が支給されることに伴う改正であります。

改正の第二は、校長に対する管理職手当を同じく都道府県の負担とすることであり、従来大学の学長等に支給されておりました俸給の特別調整額、すなわち管理職手当が、昭和三十三年度から、高等学校以下の校長に對しても、その職務の特殊性に基いて支給されることが予定されていることに伴う改正であります。

改正の第三は、事務職員の意義を明確にする等規定の整備を行うこととであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○山下委員長 次に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の趣旨説明を聴取いたします。白井政務次官。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準につ

いて必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校若しくは職業学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長(育学校又は職業学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する育学校又は職業学校の校長とする)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)、寮母及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう)をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒を編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に應じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する

場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を

標準として、都道府県の教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	又は一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 二十人 十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 十五人

3 各都道府県ごとの、公立の育学校又は職業学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数(以下「小学校教職員定数」という)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

学級編制の区分	乗する数
一 学級総数に二を乗じて得た数	二
二 一の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数	四
三 一の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数	五
四 一の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数	六
五 一の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数	七

五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数

(二)未滿の端数を生じたときは、一に切り上げる。

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数(二)未滿の端数を生じたときは、一に切り上げる。

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数(以下「中学校教職員定数」とい

学 校 規 模	乗 ず る 数
二 学級以下の学校	一
三 学級から八学級までの学校	二
九 学級から二十学級までの学校	三
二 十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「盲学校聾学校教職員定数」という。)

一 学校総数に二を乗じて得た数

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	三 学級から五学級までの部 六 学級から十七学級までの部 十八学級以上の部	一 二 三
中学部	二 学級以下の部 三 学級から二十学級までの部 二十一学級以上の部	一 二 三

四 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校聾学校教職員定数(以下「教職員定数」と総称する。)

一 休職者
二 女子教育職員の産前産後の休

て必要な勧告をすることができ(政令への委任)
第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三條第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準として、その都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定める(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれていた教職員の総数(第十條各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七條若しくは第八條又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満

たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七條及び第八條並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

4 公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七條の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

理 由

公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準に關する必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井政府委員 今回政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。国民のひとしく受くべき基礎的な教育としての義務教育につきましては、

一定の水準が全国的に維持される必要のあることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。しかしながら、現状を見ますに、戦後の学制改革による義務教育の拡充、急激な学齡児童生徒数の増加、さらにはまた近年における地方財政の事情等も影響いたしまして、学級編制基準及び教員定数基準の低下が問題になっておりますことは、まことに遺憾とするところであります。これが改善につきましまして、各種の施策の必要なことは申すまでもありませんが、まずその前提として学級編制及び教員定数の標準を明定することが必要と考えられるのであります。政府が今回この法律案を提出いたしましたのも、これらの標準を明定し、もつて義務教育水準の維持向上に資する趣旨にはかならないのであります。

法律案の内容といたしましては、第一に、学級編制の標準を定めたこととあります。現在一学級五十一人以上を収容する学級、いわゆるすし詰学級は、小中学校を通じて、総学級数の約三分の一に相当する約十四万学級に上るのであります。これらの学級における教育につきましましては、教師に負担が加わるばかりでなく、児童生徒の指導も困難となるのであります。教育効果を向上させる上にいろいろ支障を来たしておるのであります。このような点にかんがみ、学級規模を適正化し、教育効果の向上をはかるため、学校の種類に應じ学級編制の標準を法定するとともに学級編制に關する必要の手続を定めたものであります。内容の第二は、都道府県ごとの教職員の定数につきましまして、その標準を定

めたこととあります。すなわち、小学校については学級担任を、中学校については教科担任を建前とし、また算定に当っては主として実学級数を基礎として、都道府県ごとに必要な教職員定数の総枠を定め、教職員配置の適正化をはかることとしたのであります。

内容の第三は経過措置でありまして、以上の標準を一挙に実施することといたしますと、学校施設の整備その他につきまして急激な負担を伴うこととなりますので、標準に達していない都道府県につきましては、児童生徒数の減少、学校施設の整備等の状況を考慮して暫定的な標準を定め、漸次標準に達するよう経過措置を設けることとしたのであります。

なお、別に御審議を願っております地方交付税法の一部を改正する法律案におきましては、この法律によって算定される教職員の定数が基準財政需要額算出の測定単位になっておりますので、教職員給与費に対する国の財源措置につきましては義務教育費国庫負担制度及び地方交付税制度と両々相俟って、一段と整備されることになるのであります。

以上この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○山下委員長 ただいまの趣旨説明に対する補足説明を聴取いたします。内務政府委員。

○内務政府委員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の提案理由につきまして、

ただいま御説明がありました、私から補足して御説明申し上げます。

まず第一条はこの法律の目的について、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化をはかり、義務教育水準の維持向上に資する趣旨を明らかにし、第二条はこの法律における義務教育諸学校及び教職員について定義をいたしておりますが、この教職員の範囲は、市町村立学校教職員給与負担法第一条に掲げる教職員の範囲と同様であります。

第三条から第六条までは学級編制の標準に関する規定であります。

第三条は、公立の義務教育諸学校の種類に応じ、一学級に編制すべき児童生徒の数について標準となるべき数を定め、各都道府県ごとのこれらの学校の一学級の児童生徒数の基準は、この数を標準といたしまして都道府県の教育委員会が定めることとしたのであります。

第四条におきましては、都道府県の教育委員会が学級編制の基準を定めるに當り、法律に定めた標準数に五人を加えた数にしようとする場合等には文部大臣の意見を問かなければならないこととしたのであります。これは、特別の事情がない限り標準数を越えて学級編制の基準を定めることを制限したい意図によるものであります。また、具体的な学級編制は、学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が行うこととし、市町村立の義務教育諸学校の学級編制については、市町村の教育委員会が、毎学年、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならないことといたしております。これは従来の取扱いは同様であります。なお、この法

律に定めました学級編制の標準となるべき数につきましては、教育上の見地、学級編制の実態等を考慮して規定いたしましたのであります。

第七條から第十條までは教職員定数の標準に関する規定であります。これは各都道府県ごとの公立義務教育諸学校に置くべき教職員の総数すなわち教職員の定数につきまして、小学校、中学校並びに育学校及び聾学校の小学部及び中学部ごとに、その標準となるべき数を定めたものであります。従いまして、休職者及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律第四条の規定によつて臨時的に任用される者は含まないこととしたのであります。

なお、これらの教職員の定数は、各学校ごとの配置基準または職種別のワケを示したのではなく、各都道府県ごとの置くべき教職員の総数の標準を示したものであります。従つて、各学校ごとの配置は、各都道府県において実情に即して行われるべきものと考へております。また、各条ごとに定められたこれらの数値につきましては、現在各都道府県で行われております教職員配置基準等を考慮して定めたものであります。

次に、第十一条といたしまして、文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれてゐる教職員の総数が教職員定数を著しく下回る都道府県があるときは、あらかじめ、自治庁長官に通知して、教職員の増員について、必要な勧告をすることができるといたしました。これは教職員定数の確保を期する趣旨にはかなりません。

次に附則におきましては、この法律

は公布の日から施行することとしたしております。すなわち、学級編制の標準に關しましては、いわゆるすし詰学級の現況にかんがみ、当分の間、児童生徒数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、暫定的に標準となるべき数を定め、漸次その改善をはかることといたしました。

また、教職員定数につきましても、公立の小学校または中学校の教職員の現員が標準数に満たない都道府県につきましては、教職員定数に対する充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して暫定的に標準となるべき数を定め、漸次その充足をはかることといたしました。なお、公立小学校の学級編制に當り、一学級の児童数が五十五人をこえる学級がある場合には、当分の間、その学級数に一定数を乗じて得た数を加えた数を標準とすることとしたのであります。その趣旨は、これらの学級に對しましては、實際上教員数を若干増加して配置する必要があると認められるからであります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。何とぞ、十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○山下委員長 両案に対する質疑は追つて行うこととしたし、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時二十三分散会

（参照）

国立競技場法案（内閣提出第六八号）に關する報告書

（別冊附録に掲載）

昭和三十三年三月十二日印刷

昭和三十三年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局